

(仮称) 吹田円山町開発事業

環境影響評価書案

要約書

平成28年9月

大林新星和不動産株式会社

目 次

1	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1
2	事業者の環境に対する取組方針	1
3	事業の名称、目的及び内容	1
4	当該事業における環境に対する取組方針	9
5	提案書意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解	10
6	提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解	17
7	審査書の内容及びこれに対する事業者の見解	30
8	当該事業における環境取組内容	34
9	環境要素並びに調査、予測及び評価の方法	45
10	環境影響評価の結果	
(1)	温室効果ガス・エネルギー	49
(2)	廃棄物等	49
(3)	大気汚染	49
(4)	悪臭	53
(5)	ヒートアイランド現象	53
(6)	土壌汚染	53
(7)	騒音	53
(8)	振動	56
(9)	動物	57
(10)	植物	57
(11)	生態系	58
(12)	緑化	58
(13)	人と自然とのふれあいの場	58
(14)	景観	59
(15)	文化遺産	60
(16)	安全	60
(17)	コミュニティ	61
(18)	交通混雑	61
(19)	交通安全	62
11	事後調査の実施に関する事項	63

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 大林新星和不動産株式会社
代表者指名 : 代表取締役 佐藤 卓
主たる事務所の所在地 : 東京都千代田区九段南3丁目3番6号

2 事業者の環境に対する取組方針

大林新星和不動産の環境に対する基本理念と基本方針は、以下のとおりです。

(1) 基本理念

大林新星和不動産は、環境問題に対する自主的な取り組みと、その継続的改善を経営の重要課題の一つとして位置づけ、全ての事業活動を通じて、環境への影響に配慮し、その保全に努めることにより、持続的な発展が可能な社会づくりに貢献します。

(2) 基本方針

1. 環境保全に関する法令等を遵守します。
2. 省エネルギー・省資源、二酸化炭素排出量の削減、リサイクルの推進など、環境負荷の低減をおこないます。
3. 地域社会とのコミュニケーションを図り、地域の環境保全に取り組みます。
4. 関連会社や協力会社に環境保全への積極的な取り組みを求め、それを支援します。

これらを継続的に推進するため、環境保全の仕組みを確立し、実施、維持します。

3 事業の名称、目的及び内容

(1) 事業の名称

(仮称) 吹田円山町開発事業

(2) 事業の目的

本事業は、吹田市の環境政策に資する事業として、「エコで快適、人にやさしい安心・安全な住宅地の形成」を目指し、関西で有数の閑静で上質な周辺環境に配慮した住宅地の開発を目的とします。

(3) 事業の内容

①事業の種類

事業の種類は「住宅団地の建設」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」(平成10年吹田市条例第7号)第2条に規定する要件に該当します。

②事業の規模

事業計画地面積 : 約 77,730m²
住宅戸数 : 約 300 戸
建築高さ : 10m 以下

③事業の実施場所

吹田市円山町 76 番ほか 7 筆 (図 1 参照)

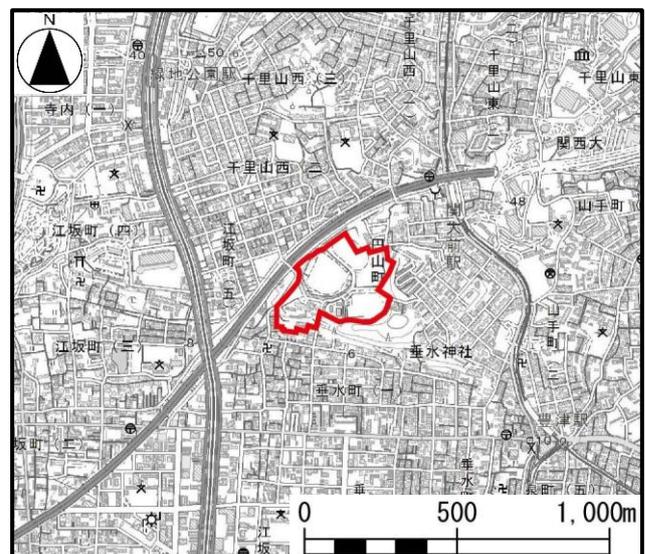


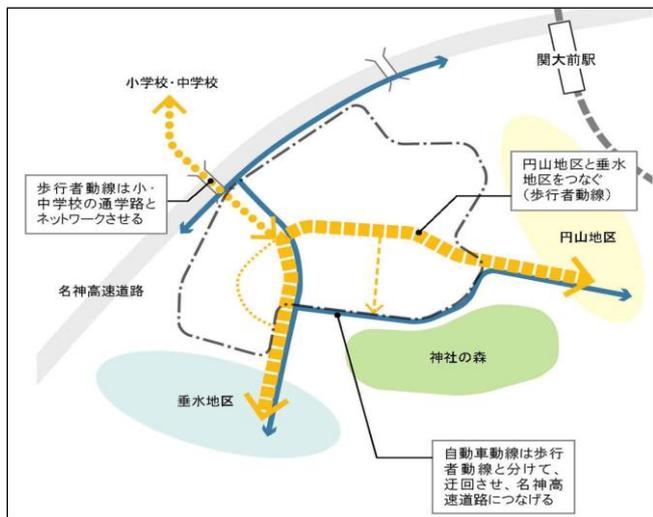
図 1 事業計画地の位置

④事業計画の概要

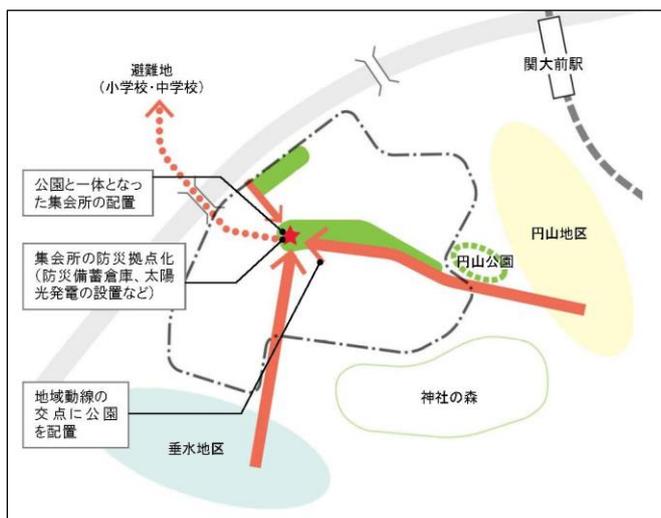
本事業では、吹田市の環境政策を踏まえて、環境の保全及び良好な環境の創造に寄与する取組みを行い「エコで快適、人にやさしい安心・安全な住宅地の形成」を目指します。また、風致地区内の閑静で上質な住宅地エリア内に位置することを踏まえ、周辺環境に配慮した住宅地の開発を目指します。

a. 計画の基本方針

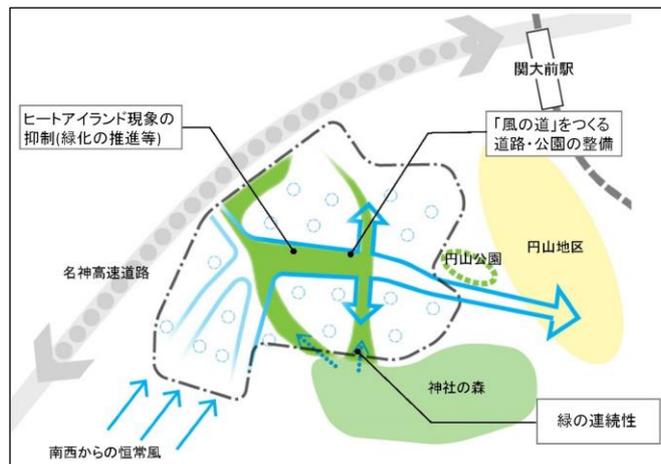
(a) 周辺地域に開かれ、地域をつなぐ安全な動線計画



(b) 地域の防災拠点としての機能を維持・向上させる計画



(c) 稀有な環境条件を継承する環境価値創造型の街区計画



b. 土地利用計画

土地利用計画は、図 2 に示すとおりです。

事業計画区域の面積は約 77,730 m²であり、住宅建設予定戸数は約 300 戸を予定しています。

事業計画地の土地利用は、「宅地」が約 47,960 m²(約 62%)、「道路」が約 21,360 m²(約 28%)、「歩車共存道路」が約 3,190 m²(約 4%)、「歩行者専用道路」が約 340 m²(約 0.4%)、「公園」が約 4,680 m²(約 6%)、「集会所」が約 200 m²(約 0.3%)です。

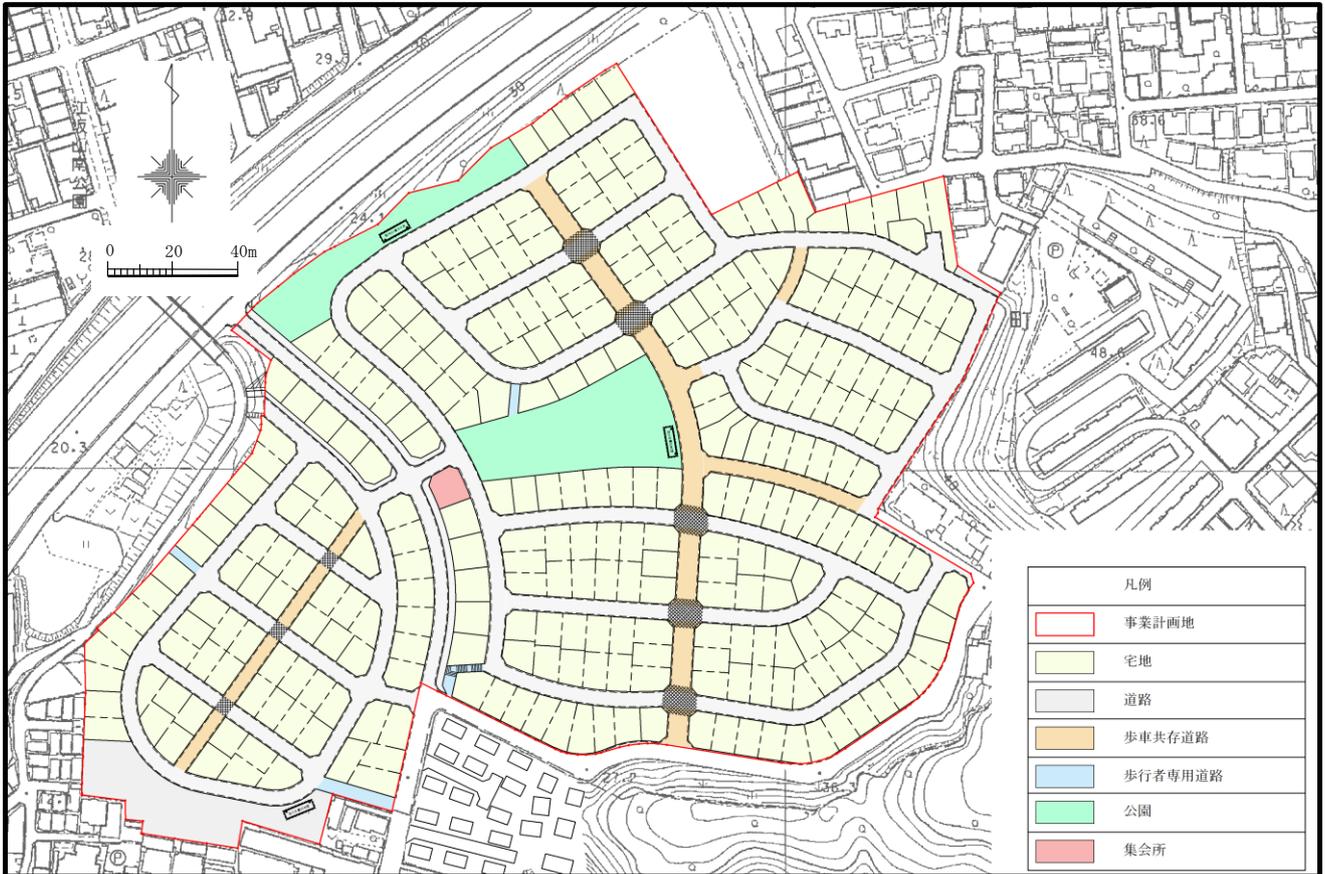


図 2 土地利用計画図

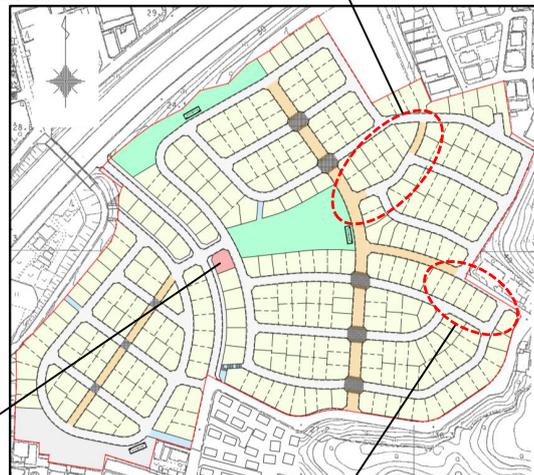
【提案書からの変更点】提案書からの変更点は以下のとおりです。

- 1) 中央公園からの風の取り込みによる通風環境のさらなる向上のため、風シミュレーション(評価書案 資料編参照)の結果を参考として、道路形状の一部を南西(北東)方向に変更。
- 2) 円山公園角の交差点への交通集中の緩和のため、計画地東側の道路形状を一部変更。
- 3) 中央公園との一体性をより高めるため、集会所を南側に変更。

■変更前(提案書段階)



■変更後



1) 南西(北東)方向へ道路形状を変更

3) 集会所の位置を変更

2) 道路の一部を東に移動

c. 建築計画

本事業は、住宅団地の建設事業です。また、風致地区の条例を遵守し緑豊かな住宅地の形成を目指します。参考として、住宅計画のイメージを図3に示します。



図3 住宅計画イメージ図

d. 緑化計画

(a) 緑化の目標

本事業における緑化は、「吹田市第2次みどりの基本計画」に示される基本方針（「みどりを継承する」「みどりを生み出す」「みどりを活かす」「市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める」）に則り、住宅地にふさわしい景観形成や緑被率の向上とともに、動物・植物の生息・生育環境と生物多様性に配慮するものとし、次のように目標を設定しました。

■住宅地にふさわしい緑の形成

住宅地の緑の核となる公園と街路樹について、事業計画地周辺の緑との連続性、景観形成、緑被率の確保、歩行者の安全等を考慮した緑地を配置します。

■良好な周辺樹林と調和する緑の形成

事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に用いることによって、生物多様性に配慮し、地域の景観と調和する緑を形成します。

■長い年月を経て育まれてきた緑の継承

事業計画地内の正門付近で長い年月を経て育まれてきたフェニックスの樹を移植し、まちのシンボルとします。

(b) 緑化計画の概要

「住宅地にふさわしい緑の形成」として、歩道等には可能な限りの植栽帯を設けることにより、事業区域における緑化率は6%以上を目指します。また、宅地に対して風致地区の条例に基づき緑化率20%を遵守するとともに、購入予定者にも緑の多い設計を提案することにより、実質的な緑化率の向上を目指します。また、「良好な周辺樹林と調和する緑の形成」として、事業計画地周辺樹林における現地確認種の中から、緑化木として流通している樹種の利用に努めるとともに、「長い年月を経て育まれてきた緑の継承」として、現存するフェニックスの樹を造成後、中央公園の中央部に計画しているイベント広場に移植し、まちのシンボルとします。

緑地の概要を表1に、配置計画とイメージを図4に示します。

表1 緑地の概要

緑地	概要
中央公園	<ul style="list-style-type: none">・事業計画地の中心部に位置する。・公園の周縁部に樹木を配置し、樹木による日陰や蒸散作用により、涼しい風の流れを創出する。・公園の中央部には、樹木を少なくし風のみちをつくる。・公園の中央部に計画しているイベント広場には、現存するフェニックスの樹を移植し、まちのシンボルとする。
見晴らし公園	<ul style="list-style-type: none">・事業計画地北側の名神高速道路側に位置する。・名神高速道路側は既存樹木を使用し、住宅との緩衝帯とする。・日生グラウンドの記憶を継承する思い出の森、桜の木を植樹した桜の丘、芝生で覆われた芝生広場を設ける。・公園内通路沿いに植樹を行う。
歩車共存道路	<ul style="list-style-type: none">・植樹等により歩行者が安心・安全に通行できる道路とし、事業計画地内の南北方向及び東西方向に設置する。・道路中央部或いは道路両側に植樹・植栽を行う。・南北方向の歩車共存道路は、神社林、中央公園、見晴らし公園に至る緑の連続性を考慮する。・東西方向の歩車共存道路は、南西からの恒常風の取り込みによる風のみちを形成するとともに、中央公園から円山公園に至る緑の連続性を考慮したものとする。



図4 公園等の配置計画とそのイメージ図

e. 交通計画

工事関連車両の動線計画は、周辺住宅への配慮から、事業計画地の出入口は、市道円山垂水 1 号線側の 1 箇所とし、ここから新御堂筋(国道 423 号)に至るものとします。

供用後の事業計画地への主要道路は新御堂筋と想定しています。新御堂筋南側からの事業計画地へのアクセスは、市道円山垂水 2 号線を経由するルート、北側からは、市道円山垂水 1 号線を経由するルートを想定しています。また、事業計画地から新御堂南行きは、市道円山垂水 1 号線を経由するルート、北行きは、市道円山垂水 2 号線から府道豊中吹田線を経由するルートを想定しています。

北東方向から事業計画地へは、府道吹田箕面線があり、市道円山垂水 1 号線を経由するルート、南東方向からは、府道吹田箕面線から市道円山垂水 4 号線、市道円山垂水 3 号線、市道円山垂水 2 号線を経由するルートを想定しています。(p.48 図 7 参照)

f. 道路整備計画

本事業との関連において、一部の道路や交差点について市や関係機関と協議を行う予定です。

g. 供給施設計画

(a) 給水計画

給水は、吹田市水道事業者から供給を受ける計画です。

(b) ガス・電気供給計画

ガスは大阪ガス株式会社から、電気は関西電力株式会社または新電力会社から供給を受ける計画です。

なお、戸建て住宅の購入予定者に対して太陽光発電システムの提案を行うことから、導入住宅では一部の電気を太陽光発電でまかなう計画です。

h. 排水設備計画（汚水、雨水）

汚水と雨水を別々に分流式の管渠系統で排除し、汚水、雨水ともに公共下水道に放流する計画です。雨水については、雨水抑制施設を設置し洪水対策を図ります。

i. 廃棄物処理計画

工事中に発生する伐採樹木は、チップ化し可能な限り再利用する計画とし、また、建設廃棄物についても可能な限り再資源化する計画とすることにより廃棄物の処分量を減少させ、温室効果ガスの低減に努めます。処理が困難なものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理します。

供用後の一般廃棄物については、各家庭で分別排出され、吹田市により、各戸及びステーション方式で収集され、適切に処理されます。

⑤ 工事計画

a. 既設構造物撤去工事

土木造成工事及び建築工事に先立ち、管理棟、体育館、クラブハウス等の建物やバックネットやフェンス等のスポーツ設備及び舗装や埋設管等の撤去を行います。また、既存樹木の伐採・伐根、移植等を行います。

b. 土木造成工事

造成計画平面図を図 5 に、造成計画断面図を図 6 に示します。

土木工事は、バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック等の組み合わせで行います。盛土部分の締め固めにあたっては、ブルドーザ、振動ローラー等により十分な転圧を行います。

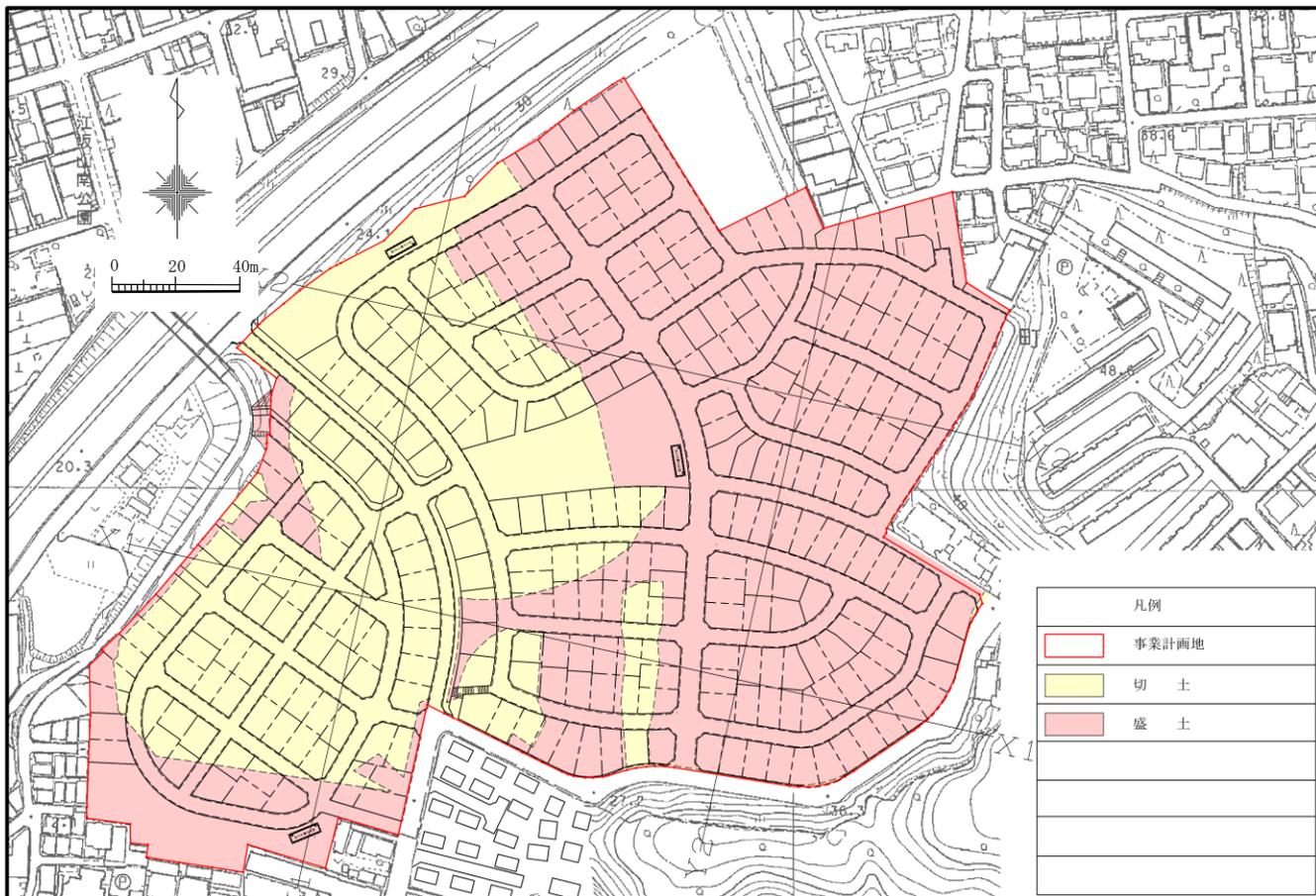


图5 造成計画平面図

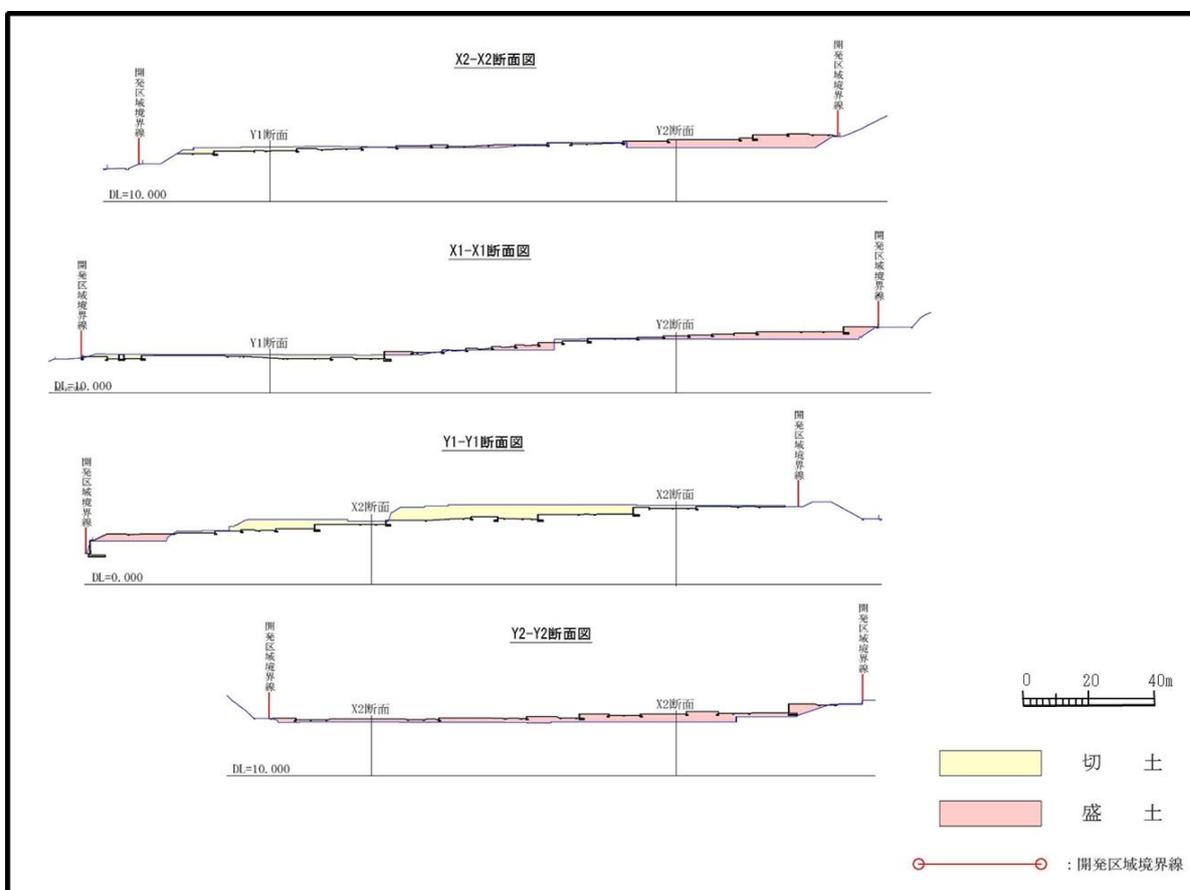


图6 造成計画断面図

c. 建築工事

土木造成工事（開発工事）の完了した工区より、建売区画では事業者が住宅を建築し、条件付宅地区画では宅地購入者が順次住宅の建築を行います。

d. 工事工程

土木造成工事（開発工事）は約 30 ヶ月を予定しており、同工事完了工区より、随時建築工事を行います。

表 2 工事工程表

種別	1年目												2年目												3年目												4年目											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
既存構造物撤去工事	←————→																																															
土木造成工事													←————→																																			
建築工事																									←-----																							

4 当該事業における環境に対する取組方針

(1) 環境まちづくり方針

関西で有数の閑静で上質な周辺環境に配慮した住宅地を開発するとともに、吹田市の環境政策に資する事業として、「エコで快適、人にやさしい安心・安全な住宅地の形成」を目指していくものとします。

(2) 現状認識

- ・風致地区であって自然および文化的環境に恵まれた、閑静で上質な住宅地エリア内に位置します。
- ・吹田市の環境政策を踏まえて、環境の保全及び良好な環境の創造に寄与する取組みを行います。

(3) 計画の基本方針

- ①周辺地域に開かれ、地域をつなぐ安全な動線計画とします。
 - ・歩行者動線の安全な確保とバリアフリー化
- ②地域の防災拠点としての機能を維持・向上させる計画とします。
 - ・一時避難地としての機能を継承・強化する公園、集会所
- ③稀有な環境条件を継承する環境価値創造型の街区計画とします。
 - ・計画地の良好な風・熱環境を活かしたパッシブな街区計画
- ④省エネ性能を高めた建物を積極的に導入する建築・分譲計画とします。
 - ・条件付宅地区画では省エネ性能を高めるメニューを購入者に提案
 - ・建売区画では省エネ性能を高めた建物を積極的に導入

5 提案書意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

「(仮称)吹田円山町開発事業環境影響評価提案書」について、平成27年11月23日に開催した「提案書意見交換会」の場において述べられた関係地域の住民による意見の概要及びこれに対する事業者の見解は以下に示すとおりです。なお、意見交換会の場において述べる事ができなかった内容についても整理するとともに、調査及び予測・評価の結果等を踏まえ記載しました。

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解 (1)

項目	意見の概要	事業者(又は吹田市)の見解
大気汚染、騒音	樹木があることによって、名神からの騒音や粉じんなどが遮られていたかと思う。江坂町側には道路公団の防音壁があるが、円山町側にはない。騒音や大気汚染の対策についてはどう考えているのか。今後検討されるのか。	名神からの騒音等の影響緩和ということもあり、北側に公園を配置する計画にしています。 なお、土地利用の変化による名神高速道路からの騒音影響の変化について予測を行いました。その結果、名神高速道路からの事業計画地周辺へ及ぼす騒音影響については変化はないと予測しました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.7.騒音 12.7.3.存在に伴う影響の予測・評価(土地利用の変化による名神高速道路の影響」参照)
騒音	工事は月曜日から金曜日まで、9時から5時までになるのか。できるだけ、休日に工事をしないなど常識の範囲内でやってもらいたい。	工事業者が未定であるため、工事計画等もまだ決まっていません。作業日、時間についてのご意見は、工事業者に伝えていきたいと思えます。
騒音、その他(事業計画)	事業計画地と隣接した住宅への影響はどうか。騒音など直接影響があると思う。また、北東部が一番高い場所であるが、掘削した後の処理はどのように考えているのか。阪神大震災時に亀裂が入った経緯がある。隣接部についてどのように考えられているのか教えてほしい。	切土、掘削等については、掘削による影響のおそれのある場合、どうしても掘削する必要がある場合には、どのような対策が可能かについて、十分に検討させていただきます。隣接部については、基本的には現況高さに合わせるようにしたいと考えています。
動植物、生態系	垂水神社に貴重なサワガニが生息しているが、サワガニの位置付けは。サワガニは見えないのか。サワガニは無視されているということか。	周辺地域として、垂水神社境内についても立ち入り可能となった昨年の夏季に、任意観察法により動物の調査を行いました。サワガニは確認されませんでした。

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解 (2)

項目	意見の概要	事業者（又は吹田市）の見解
緑化	<p>現在ある樹木については、伐採するのか。野鳥が飛んで来たりしてよい環境である。ある程度残してもらえないか。</p>	<p>基本的には、伐採、抜根を考えています。環境、緑ということに関して、中央部と北側に公園を設け、それを繋ぐような形で歩車共存道路、これは今後の協議にもよりますが、できるだけ緑豊かなものを作っていきたいと考えています。なお、本事業における緑化計画を評価書案に示しました。 （評価書案「3.事業の名称、目的及び内容 3.3.事業の内容 3.3.4.事業計画の概要（4）緑化計画」参照）</p>
	<p>植栽については、移植するとあるが、どの程度移植されるのか。</p>	<p>植栽予定樹種の選定にあたっては「良好な周辺樹林と調和する緑の形成」を目標として、事業計画地及び周辺樹林における現地確認種の中から、緑化木として流通している樹種を抽出します。また、「長い年月を経て育まれてきた緑の継承」を目標として、事業計画地内の正門付近のフェニックスの樹を移植し、まちのシンボルとします。 （評価書案「3.事業の名称、目的及び内容 3.3.事業の内容 3.3.4.事業計画の概要（4）緑化計画」参照）</p>
コミュニティ	<p>この事業計画地の小学校校区、中学校校区はどこになるのか。</p>	<p>千里第三小学校、第一中学校になると聞いています。</p>
	<p>現状の千里第三小学校の生徒数、学校の状況を把握しているのか。</p>	<p>義務教育施設の状況について、現況調査を行い、本事業の実施による児童数・生徒数の増加による影響について予測を行いました。その結果、供用後においてクラス数が平成28年度の保有普通教室数を上回ると予測されますが、教室の不足に係る住宅への入居状況について、吹田市と迅速に協議し、吹田市教育委員会による適正な対応に協力することで、影響を緩和する計画としていることから、小学校施設及び中学校施設の収容能力に著しい影響を与える可能性は低いと予測しました。 （評価書案「12.環境影響評価の結果 12.17.コミュニティ」参照）</p>
交通混雑、交通安全	<p>隣接道路については、交通量も踏まえ、市や関係機関と協議するとあるが、300戸も住宅が増えると、新御堂筋に抜けるルートもかなり混雑することが見込まれるが、吹田市と協議して、新御堂筋に抜けられる道を作ったり、もう少し通りやすい道にするなど、具体的に進めてもらえるのか。</p>	<p>ここに示した南に下って府道を通り、新御堂筋を北側に向かうルートについては、あくまでも主要な走行ルートとして想定しており、それに基づき、将来的にどのような影響があるのかということについて、予測を行った結果、地域の交通に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。 （評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑、12.19.交通安全」参照）</p>

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解 (3)

項目	意見の概要	事業者（又は吹田市）の見解
交通混雑、 交通安全	<p>円山町の北部（事業計画地の北東側）から事業計画地に抜ける道を作ってもらいたい。小学校が千里第三小学校に通うのであれば、通学路としても、こちらに抜ける道があった方が、通学しやすいと思う。</p>	<p>円山町側に接道する計画になっていないのは、道路と事業計画地が接していない、つまり、第三者の土地が間にあるため接道できない状況にあるためです。</p> <p>通学路の動線については、垂水西橋に抜けるルート、現状では階段になっていますが、そこをフラットな状態で整備し、歩行者の動線を確保する計画です。</p>
	<p>江坂町に抜ける道をフラットにすることだが、車も通れるのか。江坂町側も朝などはかなり交通量があり、道路が通るとなると、こちらにも問題があるということは認識しておいてほしい。歩行者のみとしても、子供が通学で使うということであれば、やはり朝はかなり危ないと思う。見通しも悪く、渡った後のことも考えておいてほしい。</p>	<p>江坂町に抜ける道は、歩行者専用で考えています。</p> <p>通学路としての利用については、ご意見を踏まえ、関係機関と協議し、安全な計画にしていきたいと思えます。</p>
	<p>工事用車両の走行ルートとなっている道路（市道円山垂水1号線）は、現在でも幅も狭く、非常に危険である。この道路にすべての工事用車両が走行するということがであるが、事故は起きないのか。新御堂筋から左折する際には、よく事故が起きている。大型トラックの数が増えれば、渋滞して、動かなくなるのではないかと。それでも、そのルートしか通さないということであれば、下（南側）の住民にとってはありがたいが、そんなことで工事ができるのか。</p>	<p>お示ししている工事用車両の走行ルートは、周辺住民の方に、より影響の少ないルートとして設定しています。なお、工事中の工事用車両による周辺地域の交通への影響について予測を行いました。その結果、各交差点については、交通処理上問題はなく、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないと予測しました。</p> <p>（評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑、12.19.交通安全」参照）</p>
	<p>新御堂筋を南側から入るルートは、祝橋で右折するルートしかないが、ここは現状でもかなり停滞している。工事用車両もここでUターンする走行ルートが示されているが、調査地点になっていない。交通量等の調査をお願いしたい。</p>	<p>「祝橋交差点」、「垂水町西交差点」及び「江坂駅前交差点」を交通量調査地点に追加し、調査及び予測を行いました。その結果、各交差点については、交通処理上問題はなく、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないと予測しました。</p> <p>（評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑」参照）</p>
	<p>近畿財務局の跡地に今、80軒の開発が行われている。小学校の人員ももっと増えてくる。そのあたりの人口増も考えて、動線を考えてもらわないといけないと思う。</p>	<p>校区である千里第三小学校への通学路については、事業計画地からフラットで整備したいと考えています。また、本事業の実施に伴う児童数の増加による影響について、近接事業も含めた複合影響についても予測を行いました。その結果、複合的な影響は小さいと予測しました。今後も関係機関と十分協議していきたいと思えます。</p> <p>（評価書案「12.環境影響評価の結果 12.17.コミュニティ」参照）</p>
	<p>事業計画地の南東からの交通ルートが示されているが、今、交通量は非常に少ない。それが一気に増加することになるが、事故対策としてミラーをつけるなどの対策はしてもらえるのか。</p>	<p>事業計画地周辺の交通量及び交通安全施設について、調査及び予測を行いました。その結果、事業計画地周辺の交通に著しい影響を及ぼすことはないかと予測しました。</p> <p>（評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑、12.19.交通安全」参照）</p>

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解 (4)

項目	意見の概要	事業者（又は吹田市）の見解
交通混雑、交通安全	入居者の最寄駅はどこを対象に開発されているのか。近畿財務局跡地の住民が増えるのと、こちらの住民とで、かなり人の流れが増えることが予想される。くれぐれも交通事情について、開発された後も調査を続けて、事故のないようにお願いしたい。	事業計画地の中でも、住む場所によっても変わってくると思いますが、関大前駅、江坂駅を考えています。
その他 (事業計画)	事業計画地は高低差がかなりあるが、全体として、高低差をどのようにするのか。高さの変更については、どのような計画なのか。	工事計画については未定の部分もありますが、基本的には高いところを掘削し、低いところを埋め立てます。発生土については場外に持ち出すことがないように考えています。
	雨水排水については、円山町側に流すのか。それとも、一部垂水町側にも流すのか。垂水町側は、現状でも、大雨が降るとすぐに道路にあふれるなどよくない状況であるが、どう考えられているのか。	事業計画地は豊津の公共下水道の処理区域内に入っており、排水は豊津公共下水道処理区へ流します。一時の豪雨による排水を短期間で下水道に流入させることなく、雨水抑制施設を設ける基準が吹田市で定められていますので、関係機関と十分協議し、雨水排水対策を計画していきたいと考えています。
	土地利用計画で、事業計画地の南西部、道路用地として塗られている広い部分があるが、これは何か。すぐ下に家があるので、十分考えて頂きたい。	現時点では、車道に接する法面と擁壁（道路敷）として考えておりますが、高さが8m程ありますので、関係部局からは、日常的な維持管理の問題（道路から隣接する住宅に落ち葉や土、雨水が流れ込む恐れ）を指摘されております。 このまま道路敷として計画を進めるのか、もしくは宅地にして購入者による維持管理を行うのか、関係部局と協議をしながら隣接する住宅への影響を考慮して、事業者として計画を決定します。
	住宅戸数 300 戸とあるが、下回ることもあるのか。	住宅の予定数、戸数ですが、今想定している戸数であり、300 戸と限定したものではありません。
その他	環境要素のマトリックス表の「○」、「×」のない空欄の項目は、考慮しない、検討されていないということか。想定されていないのであれば、斜線を入れるなど、もともと評価の対象でないということを示した方がよいのではないか。	「○」や「×」の入っている項目は、市の技術指針の中で「住宅団地の建設」の標準的な項目として挙げられている項目です。この標準項目を本事業に照らして、やる項目は「○」、除外する項目は「×」としています。このため、空欄の項目については、もともと想定されていない項目ということになりますので、欄外に注釈を加えました。 (評価書案「11.環境要素並びに調査、予測及び評価の方法 11.1.環境影響評価の項目 11.1.2.環境影響要素の抽出」参照)

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解 (5)

項目	意見の概要	事業者（又は吹田市）の見解
その他 (防災)	<p>一時避難地となっているが、住民はどこに避難すればよいのか。それだけの人数の避難場所として活用できる場所があるのか。市はどう考えているのか。</p>	<p>(事業者の見解) 事業計画地は一時避難地として指定されている場所であり、その機能は、事業計画地の中に設ける公園において継承したいと考えています。具体的な内容については、今後、吹田市との協議の中で決めていきたいと考えています。</p>
		<p>(吹田市の見解) 「一時避難地」とは、余震などの二次災害に備えて、自主的に避難し一定時間を過ごすところです。 学校のグラウンドなど市内78箇所を指定していますので、安全に早く行ける場所に避難してください。</p>
	<p>公園に一時避難地としての機能を持たせるといいますが、300戸もあれば居住者だけであふれてしまう。周辺住民はどこへ避難すればよいのか。</p>	<p>これまで一時避難地の指定を受けていた経緯を踏まえて、現在お示ししている土地利用計画の中で、住民の一時的な自主避難を支援し、地域の防災拠点としての機能を維持・向上させる計画としています。また、これまで、日本生命のグラウンドが一時避難地の指定を受けていたことを考慮し、本事業の実施に伴う供用後の人口増加による地域社会の災害時における安全確保への配慮について予測を行いました。その結果、地域社会の災害時における安全確保に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。 (評価書案「3.事業の名称、目的及び内容 3.3.事業の内容 3.3.4.事業計画の概要 (1)計画の基本方針」、「12.環境影響評価の結果 12.16.安全」参照)</p> <p>(吹田市の見解) 「一時避難地」とは、余震などの二次災害に備えて、自主的に避難し一定時間を過ごすところです。 学校のグラウンドなど市内78箇所を指定していますので、安全に早く行ける場所に避難してください。</p>

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解 (6)

項目	意見の概要	事業者（又は吹田市）の見解
<p>その他 (防災)</p>	<p>日生球場は災害時における避難地域に指定されている。市の方が引き続き避難地域にするといっているが、300戸、1000人以上が住んでいるところに、近隣の住民が避難することはできない。通常は大学や神社、こういう球場に避難するのであって、1000人以上が住むところに、いくら公園をつくるといっても、現実に避難できるのか。</p> <p>一部を公用地として買い上げることはしないのか。これだけ広大な面積があり、300戸もあり、学校もいっぱいになる、交通もかなりひどくなる、避難地も指定しているというが、1000人以上住んでいるところに、周辺住民が避難することができるのか。指定区域を解除しないといけないのではないのか。災害が起こった時には、近隣住民とここに住む方と、必ずトラブルになると思う。吹田市としてどう考えているのか。</p>	<p>(事業者の見解)</p> <p>一時避難地としての位置づけを公園にどう持たせていくかということについては、今、我々が回答させていただけるレベルとしては、いただいたご意見を含め、どうしていくかということ、これから市の関係機関と協議させていただきたいと考えています。</p> <p>(吹田市の見解)</p> <p>日本生命千里山総合グラウンドは平成9年度に吹田市の依頼に承諾する形で「一時避難地」として改めて指定したものです。</p> <p>「一時避難地」は、自主的に安全に早く行ける場所という特性から、地域指定等はありません。</p> <p>災害発生時に避難生活を送る小学校施設等の「避難所」については今後検討を行います。</p> <p>開発事業者の基本方針に、「一時避難地としての機能を継承・強化する」とありますので、方針達成に向け、開発事業者と継続し協議を進めます。</p>
	<p>住宅地の公園を避難地にするということか。300戸の自治会ができれば、居住者以外は使用できないということになると思うが。</p>	<p>一時避難地としていただいているご意見は、真摯に受け止めさせていただきます。今後、一時避難地としての機能をどのように持たせていくかということについて、頂いたご意見も踏まえ、市の関係機関と協議させていただきたいと考えています。</p>
	<p>具体的なスケジュールを教えてください。概ねどのくらいで評価ができ、一般的にこのくらいから工事に入るといった想定はあるのではないかと。工事による影響は、始まってみないとわからないと思うが、住民が意見を言える期間はいつまでか。</p>	<p>(事業者の見解)</p> <p>具体的な日付というのはまだ決まっていません。環境アセスの流れでいうと、評価書の手続きが終わってからの着工となります。</p> <p>事業者の想定としては、現在利用されているグラウンドや野球場は、平成29年の春ごろまでの利用予定だと聞いています。その後、無人となるので、そのころには着工したいと考えています。</p> <p>(吹田市の見解)</p> <p>提案書を10月29日に受付しています。条例の規則の中で、告示から6ヶ月を目安に提案書の手続きを終えるよう努めることとしています。もちろん、事業者の環境取組が十分なものであった場合で、前後することもあります。提案書手続については6ヶ月、同様に、評価書(案)、評価書の手続きが8ヶ月という定めをしています。</p> <p>また、先ほど評価書が出たら着工という発言があったと思いますが、実際には事後調査の計画書をいただいてからの着工ということになります。</p>

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解 (7)

項目	意見の概要	事業者（又は吹田市）の見解
<p>その他 (手続き)</p>	<p>リーフレットでは、今日が「③意見交換会」で、告示から30日以内で「④意見書」に移るが、その間に何かあれば市の環境政策室の方に届け出ればよいということになるのか。それらを受けて、「⑨意見交換会」で検討結果が聞け、そこから改善の話し合いというのが、できるということか。工事による影響は、始まってみないとわからないと思うが、住民が意見を言える期間はいつまでなのかかわからない。</p>	<p>(事業者の見解) 「③意見交換会」は、調査の計画等を示した提案書の意見交換会、「⑨意見交換会」は、計画に基づいてアセスをした結果の報告書となる評価書（案）の意見交換会ということになります。</p> <p>(吹田市の見解) 告示を11月9日にしています。そこから数えて45日間、12月24日までに「④意見書」を市の方に提出していただきたいと思います。「⑤質問書」については、「⑩意見書」の提出期限まで、随時、受け付けています。 本条例については、事前に工事等による影響を予測して評価していくという手続として2段階あり、先ず提案書の段階でご意見があれば、ご意見を一度いただく。これを受けて、事業者の方で検討し、評価書（案）が出てきますので、その後、意見の提出の機会がもう一度あるということです。制度的にはそうなっていますが、実際の工事実施のことについては、制度にとらわれず、相互に協議していただき、事業者と地元住民との間で良好な関係を築いてもらいたいと思っています。</p>
	<p>市のリーフレットの「よくある質問と回答」に、「この制度は、事業をやめさせることができるか」という質問があるが、回答になっていない。できるのか、できないのか。「事業を止めるための手続きではない」ということであれば、リーフレットにもそのように書くべきである。</p>	<p>(吹田市の見解) できる、できないということでは、開発条例等の手続きに則って実施される事業について、本条例で事業を止めることはできません。このリーフレットの回答は、本条例が環境取組を効果的に実施するための手続きであるということに記載することで、間接的に事業を止めるための手続きではないということに記載させていただいているものです。リーフレットの表現については、今後検討したいと思います。</p>

6 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

「(仮称)吹田円山町開発事業環境影響評価提案書」について、環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの「提案書についての意見書」が18通提出されています。その意見書の概要は、以下に示すとおりです。なお、「提案書についての意見書」に対する事業者の見解は、吹田市都市計画部開発審査室ホームページに公開されていますが、調査及び予測・評価の結果等を踏まえ一部修正しています。

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (1)

項目	意見書の概要	事業者の見解
大気汚染、騒音	樹林を相当数伐根するとのことであるが、植林によって遮られていた名神高速の騒音や粉じんの対策を具体的にどのように講じるのかお聞かせ願いたい。風の流れはかなり変わることが想定されるため、客観的根拠でお示しいただきたい。	<p>名神高速側道沿いの法面は、大半が西日本高速道路(株)の所有地であり、事業計画地外です。現在この法面に生育している植栽を、本事業で伐採することはありません。また、当社所有部分には公園を配置した上で植栽を行う計画ですので、現在との大きな環境変化はないと考えております。</p> <p>なお、土地利用の変化による名神高速道路からの騒音影響の変化について予測を行いました。その結果、名神高速道路から事業計画地周辺へ及ぼす騒音影響について変化はないと予測しました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.7.騒音 12.7.3.存在に伴う影響の予測・評価(土地利用の変化による名神高速道路の影響)」参照)</p>
	工事範囲の真向いに居住するため、騒音と粉塵について大変気になります。現状を保障いただけるのか。	<p>工事中の建設機械等からの騒音について予測を行いました。その結果、最大で84.8dBと予測し、規制基準値85dBを満足していました。</p> <p>また、土砂などの一時保管場所で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.7.騒音 12.7.2.工事の実施に伴う影響の予測・評価」参照)</p>
大気汚染	造成工事では少なからず粉じんが発生すると思われるが、工事完了後は近接住宅の壁面清掃を行っていただきたい。	
騒音、振動	工事は土曜、日曜日は行わないこと(朝9時から午後5時まで)工事業者は、円山町～垂水町間の通行禁止	<p>工事の時間等、工事の具体的計画が決定しましたら、近隣の方に対して改めて工事の説明会を開催させていただきます。</p> <p>なお、工事業者が使用する車両の走行ルートは、提案書に示すように名神高速道路側道を利用するルートとする計画です。</p>
	非常に長い工事期間であるが、工事は平日の9時～17時を厳守願いたい。	

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (2)

項目	意見書の概要	事業者の見解
動植物、生態系	<p>カラスの棲みかが日本生命と垂水神社であったために日本生命がなくなると垂水神社にカラスの寝所が集中してしまうおそれがあり、緑、木々を確保すること。〈自然確保〉(子供が生まれ健康被害の不安)</p> <p>グラウンドの木々がなくなると自然がなくなるため、今現在の環境を見て、ある程度自然を造ってほしい(カラス等が多い)</p>	<p>環境影響評価の現地調査において、鳥類の調査を行った結果、事業計画地をめぐらしているカラス類は確認されませんでした。</p> <p>なお、事業計画地には、周辺の円山町や垂水町のお宅と同じように、用途地域や風致地区の規制がかかっておりますので、各種規制を遵守し、公園や街路樹、また各宅地の緑化について計画を行います。</p> <p>(評価書案「3.事業の名称、目的及び内容 3.3.事業の内容 3.3.4.事業計画の概要 (4) 緑化計画、12.環境影響評価の結果 12.9.動物」参照)</p>
文化遺産	<p>ご承知のとおり、当開発地域は、弥生時代の垂水遺跡の中心部分であり、当時、研究機関による調査が十分行われないうまま、造成工事が行われました。今回、吹田市文化財保護課、吹田市博物館との協議により、事前に試掘調査を行うことになっており、同様にしています。垂水遺跡は吹田市に限らず高地にある大規模な住居遺跡として、重要な位置にあります。日本生命総合グラウンドの造成工事で、大部分は破壊されたと思われませんが、一部でも遺構、遺物が見つければ、我々郷土史を研究するものに限らず、大きな意味を持ちます。調査後も遺構、遺物の可能性のあるものが発見された場合、博物館へご報告ください。可能な限りご協力をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘のとおり、計画地は吹田市の埋蔵文化財の包蔵地に含まれておりますので、文化財保護法に基づき試掘調査を行い、遺跡等が確認された場合には、吹田市教育委員会の指導を受け、適切な措置を講じます。</p> <p>なお、吹田市教育委員会による第1次及び第2次確認調査の結果、明確な遺構は確認されませんでした。一部で遺物包含層が確認されていることから、今後も埋蔵文化財確認調査に引き続き協力してまいります。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.15.文化遺産」参照)</p>
交通混雑、交通安全	<p>現在、南側ゲート前のカーブを曲がる時、ゲート内から出てくる車がスピードを上げて出てくることあり、危険です。現況のゲート以外にも道路の出入りがあるようなので、敷地内の道路から既存の道路に出るときには、一時停止するよう、道路標示・規程してください。</p> <p>家の裏側が道路になるようですが、夜は今でも大変暗いところ。車が安全に通れるように大きなミラーや外灯、防音のフェンスを設置して下さい。</p>	<p>環境まちづくり影響評価条例と並行して、開発事業の手続き等に関する条例において、関係部局と技術的な基準を踏まえた協議を進めてまいりますので、これらの手続きの中で安全に配慮した計画を検討します。</p> <p>なお、防音フェンスは交通安全を目的とした設備ではなく、また戸建住宅は商業施設のような騒音を発生する施設ではありませんので、設置は考えておりません。</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (3)

項目	意見書の概要	事業者の見解
交通混雑、 交通安全	<p>円山町に向かい上っていく坂道の途中が狭くなっており、現在でも対向車が来ると通れなくなることがあります。人口の増加により、車が行き違うことも多くなるので、道路を通りやすく、フェンスを打ち直し、整備してください。</p>	<p>本事業では、開発事業の手続き等に関する条例に基づき、事業計画地内の道路は、歩行者専用道を除き、幅員 6.7mを確保した計画としております。</p>
	<p>道が狭く、車通りが多くなるが大いに予想されるため道の拡張</p>	<p>ご意見は、円山垂水 2 号線の幅員 6.7m未滿の部分と考えます。ここは、事業計画地外ではありますが、事業計画地に隣接していることも踏まえ、ご意見を参考として関係部局と協議を行っていく考えです。</p>
	<p>ミラー必要</p>	<p>なお、事業計画地周辺の交通安全の状況について、交通量や交通安全施設等の状況の調査及び予測を行いました。その結果、事業計画地周辺の交通に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑、12.19.交通安全」参照)</p>
	<p>造成地と垂水神社(北側)間の車道は離合するのに困難な箇所があるので、広げていただくとともに、必要に応じてカーブミラーを設置していただきたい。</p> <p>児童が通学する主要な道路のため、手押しボタンの信号でも良いので確保してもらいたい。 (今現在でも、朝車通りが多いのに、なかなか渡れない等危険)</p>	<p>既存道路と開発道路との取付け部の仕様等につきましては、関係部局と協議します。</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (4)

項目	意見書の概要	事業者の見解
交通混雑、交通安全	<p>現在、現地から御堂筋北方面に出るルートは、一度南下してからを想定していますが、より簡単と思われるルートが入っていません。すなわち、①阪急電車方面に行き、②郵便局を左手に左折、坂を上り、③祝橋へ向かうというルートです。このルートなら祝橋まで信号 1 つで行けます。私ならこちらを使いますが、いかがですか？しかしながら、保育園、小学校、中学校への通学ルートと重なるため大変危険です。また、休日も小さい子供が遊ぶ公園が付近にあるため、交通量の増加を強く懸念します。道も狭く、見通しが良いとは言えないところもあります。</p> <p>想定ルート及び現地調査地点の拡大、必要に応じて信号機、一方通行の設置、以上を要望いたします。</p> <p>工事用車両の走行ルートについて 工事用車両は搬入、搬出とも、新御堂筋側道と名神高速道路南側側道（市道円山垂水 1 号線）を利用するルートが設定されています。住宅地をできるだけ避ける意味から理解できません。</p> <p>ただ、南側からの搬入は江坂町 4 丁目「祝橋交差点」で、北側への搬出は江坂町 1 丁目「垂水町西交差点」でそれぞれ右折-右折することになります。2ヶ所とも新御堂筋高架下の右折レーンは 20m 程しかなく、トラック 3 台が繋がると交差点にはみ出すこととなります。</p> <p>現在でもこの 2ヶ所は右折する車で渋滞が発生しています。大阪府警作成の交通事故発生場所が示すように 2ヶ所とも 27 年度 10 月現在、交通事故が発生している交差点です。具体的に工事用車両が何台ぐらいになるかは、「提案書（本編）」にも述べられていません。したがって可能性だけですが、本事業により渋滞、事故が発生する確率がより高くなります。</p> <p>「提案書」では評価のための交差点交通量の現況調査を 4 か所で予定していますが、上記 2ヶ所は選定されていません。調査地点に加えることを要望します。</p> <p>【対策例】2ヶ所での右折を解消することは、周辺道路が一方通行が多く、住宅地の狭い道を通ることになるので無理なようです。右折レーンから本線への渋滞を回避するため、大回りして直進で右折レーンへ入る。「祝橋交差点」では南側から搬入する際、「祝橋交差点」の一つ手前の交差点を左折し、「阪急百貨店商品センター」を回り込む形で、「祝橋交差点」に入る方法、などをご検討ください。その場合も周辺住民へ周知することが必要です。</p>	<p>提案書でお示ししている供用後の自家用車の想定走行ルートは、環境アセスメントの調査・予測・評価を行うために設定している主要ルートであり、全てのルートを示しているものではないことはご理解を頂きたく存じます。</p> <p>祝橋交差点と垂水町西交差点につきましては、審査会からの意見も受けまして、現地調査地点として追加し、調査及び予測を行いました。その結果、各交差点については、交通処理上問題はなく、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないと予測しました。</p> <p>なお、環境まちづくり影響評価条例と並行して、開発事業の手続き等に関する条例において、関係部局と技術的な基準を踏まえた協議を進めてまいりますので、これらの手続きの中で安全に配慮した計画を検討します。（評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑」参照）</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (5)

項目	意見書の概要	事業者の見解
交通混雑、交通安全	<p>垂水町 1 丁目交差点(仮称)の交通安全策 新御堂筋東側側道を南下し、名神高速道路をくぐってすぐ垂水町 1 丁目 57 番地先にある交差点、「垂水町 1 丁目交差点(仮称)」は、市道円山垂水 1 号線への入口で、搬入・搬出両方に使用されます。この交差点には信号はなく、名神高速道路下の下り坂になっている歩行者用トンネルから、自転車が飛び出してくる状況です。特に搬入時、新御堂筋東側側道を左折する際の、歩行者・自転車との接触事故が心配されます。</p> <p>新御堂筋東側側道に信号をつけることは、交通量の差から見て渋滞を招きかねず、歩道側に信号をつけることが良いのではないかと考えます。工事用車両の通行時間・通行量に合わせて、誘導監視員を配置することも方法です。</p>	<p>ご意見を参考として、工事の安全対策を検討していきます。</p>
	<p>供用後の自家用車走行ルートについて、供用後の意味は？単純に居住者の自家用車だけではなく、住宅の工事や引っ越しなどに関する大型車両も供用後の自家用車となるのでは？そのうえで交通量を踏まえ、現状と比較した安全性はいかがか？</p>	<p>「供用」は吹田市環境影響評価技術指針にある用語で、「土地又は施設等において行なわれることが予定される事業活動その他の人の活動」と規定されております。本事業は、住宅団地の建設であり、本事業における供用後は、計画されている住宅が建ち、そこに居住される方が、日常活動される時期を想定しております。</p> <p>本事業は 300 戸の戸建分譲事業であり、分譲マンションのような全戸即日販売、ということはありません。数年間かけて販売させて頂くことになると考えております。したがって、300 戸の事業計画地全てを対象とする解体・造成工事と同じ規模で、住宅工事用車両や引っ越し車両が集中するものではないと考えています。</p> <p>なお、交通量について調査及び予測を行いました。その結果、事業計画地周辺の交通に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑、12.19.交通安全」参照)</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (6)

項目	意見書の概要	事業者の見解
<p>その他 (事業計画)</p>	<p>名神道路上に架かる橋に行くためには、現在はかなり遠回り、しかも細い道しかない、人口の増加に伴い車の出入りも増えるので、階段になっている道を整備し、車も通行できるようにしてください。そうでなければ、南側に行かないと新御堂の方（北側に出るとき）になかなか行けず、交通が増え、子供が豊一小学校まで行く道路が危険になります。</p>	<p>名神高速道路を渡る垂水西橋は、開発後は、事業計画地及び周辺地域から千里第三小学校・第一中学校への通学ルートとして想定しております。通学の安全に配慮して歩行者と自転車の通行を考えております。このため、事業計画地からの自動車の走行は想定しておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>グラウンド周辺地域より新御堂の北側(千里中央方面)に出る道が、別紙に示します道しかありません。①グラウンドから南に向かい江坂町の交差点で右折する主要想定ルート。②光栄ハイツの角を曲がるルート。(このルートは、車一台がギリギリ通れるぐらいのすごく細い道です)③グラウンド北側ゲートを右折するルート。 (かなり遠回りなうえ、郵便局から上がっていく道が狭いところ)うちの子供たちは、豊津第一小学校に通学していますし、まだ就学前の小さい子もいます。①のルートの南側には小学校もあり、小学生が主に通学していく道です。ゲートの辺りや現在コーポレート寮にあたる場所からも車が多く出てくること予想され、現在静かに暮らしている私たちにとってはかなり危険な場所になります。 新ルート(現在階段になっていて歩行者しかいけません)を必ず実現してください。道を整備・バリアフリー化することで、北側に出ることが安全かつスムーズになります。また、多くの車が南側ばかり通行すること、江坂町の交差点に出る車で渋滞します。(現在でもかなり渋滞しています。)</p>	
	<p>名神側から江坂町へ抜ける道を作ること</p>	

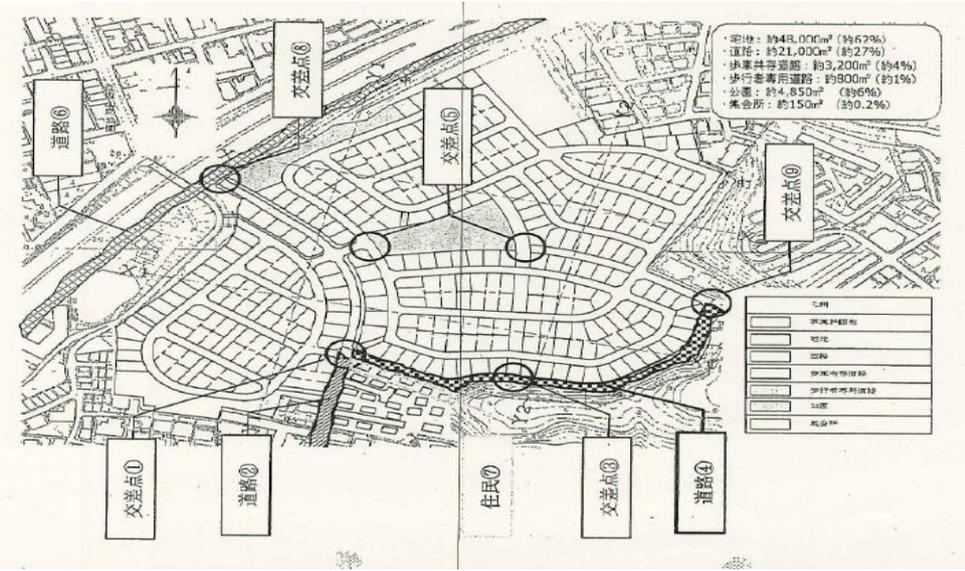
提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (7)

項目	意見書の概要	事業者の見解
<p>その他 (事業計画)</p>	<p>うちの家の角部分に下水道の溝があります。大雨が降った時には、別紙に示すグラウンドからとグラウンドに沿う坂道からの雨水や土砂がすべてうちの家の溝に流れてきて、落ち葉や土砂がたまり、水があふれます。グラウンド内の水が流れてこないように、下水道の整備、土砂が流れてこないように地固めし、グラウンドに沿う道路路上にも下水道の整備をするようお願いいたします。</p>	<p>環境まちづくり影響評価条例と並行して、開発事業の手続き等に関する条例において、関係部局と技術的な基準を踏まえた協議を進めてまいりますので、これらの手続きの中で事業計画地内における公共下水道への排水計画や側溝の計画を検討します。 (評価書案「3.事業の名称、目的及び内容 3.3.業の内容 3.3.4.事業計画の概要 (8)排水設備計画(汚水、雨水)参照)</p>
	<p>雨が降った時、水がたまってつまらないように道路の排水はしっかりしておいてください。</p>	
	<p>敷地周囲の側溝には溝蓋を敷設いただきたい。</p>	
	<p>現在、うちの家に道路を挟んでコーポレート寮が隣接しており、(一部、グラウンド側からの土地)、うちの窓から見える風景は、道路とグラウンド側の隆起した土の陰部分が見えているので、春、夏の温かいときなどは窓を開けていても人の視線をあまり気にしていませんでしたが、窓の前の土地の高さが変わって同じ高さに窓ができたりすると、今までのような生活ができなくなります。こちら側の家が丸見えになるような造成の仕方、家の建て方はないようお願いしたいと思います。</p>	<p>土地利用計画につきましては、利便性、景観、安全性等、様々な観点からより良い計画にしたいと考えております。しかしながら、周辺の土地との高低差や道路計画、また地下貯留施設等の公共施設の計画等、全体的な計画を見据えた場合に、多くの選択肢がないのも事実でございます。 ご指摘の道路沿いの宅地については、擁壁のセットバックや植栽の配置を検討等、可能な範囲でより良い計画になるように努めます。</p>
	<p>江坂方面へ出る道を一か所ではなく確保する案を実現してもらおうこと。</p>	<p>事業計画地南西の江坂方面へは、事業計画地南側から市道円山垂水 2 号線を通るルートと、計画地北西側から市道円山垂水 1 号線(名神高速側道)を通るルートの 2 つを想定しております。</p>
	<p>現在の日生グラウンドの南面の具体的な法面の高さを示してもらいたい。実際に自宅の前にどのような形で住宅が建つのかイメージできるように示していただきたい。 南西側(現在の寮付近)の住宅に関しては、住宅からの視線(土地の高低差)に配慮いただきたい。</p>	<p>現在の日生グラウンドの南面と周辺住宅は、現在、法面と擁壁をあわせて約 8m の高低差で計画しておりますが、関係部局からは、日常的な維持管理の問題(道路から隣接する住宅に落ち葉や土、雨水が流れ込む恐れ)を指摘されております。 現在の計画のまま進めるか、もしくは宅地にして購入者による維持管理を行うのか、関係部局と協議をしながら事業者として計画を決定します。</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解(8)

項目	意見書の概要	事業者の見解
<p>その他 (事業計画)</p>	<p>子供がいるので住環境の安全性と現状環境の保全を確実にお願いをしたい。いただいた資料からは取り組むべき項目と努力方針のみしかなく、具体的な基準がないものが多い。実際に工事が始まってから程度問題にしても住みにくい状況があった場合に手立てはうってもらえるのか？事前にしっかりと具体的な取組を提示いただき、こちらからの要望を聞いていただけるのか？</p>	<p>環境アセスメントの手続きは、①提案書→②評価書案→③評価書と段階的に進むこととなります。</p> <p>現在は①の段階であり、環境取組み方針を含めて、②③で環境影響評価を行なうための調査・予測・評価の方法をお示しする段階でありますことをご理解頂きたく存じます。</p> <p>今後、工事の具体的な計画が決定しましたら、近隣の方に対して改めて工事の説明会を開催させていただきます。</p>
	<p>既存住民の生活・命を犠牲にしてまで円山町事業を進めるのなら、既存住民の生活環境・命及び新規住民の住宅購入後の生活環境・命の安全・安心が確保されるよう最低限、下記事項について、市及び業者で保障することを求めます。</p> <p>1 垂水の森の一部である地域としての自然環境、閑静な生活環境に配慮し、周辺道路を歩行者専用または歩車共存道路として整備すること。</p>	<p>環境まちづくり影響評価条例と並行して、開発事業の手続き等に関する条例において、関係部局と技術的な基準を踏まえた協議を進めてまいりますので、これらの手続きの中で安全に配慮した計画とします。</p> <p>また、交通への影響を予測した結果、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果12.18.交通混雑、12.19.交通安全」参照)</p>
	<p>2 車両、人の動線を十分に考慮し、円山町事業計画地内だけでなく、同計画地外の安全安心できる生活環境の維持向上にも市及び業者は責任を持つこと。</p>	<p>なお、環境まちづくり影響評価条例は「環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進し、もって持続可能なまちづくりの推進に資することを目的」とされており、事業者としまして、周辺の皆様が安心して生活できるような計画にしていきたいと考えております。ご理解下さいますようお願い申し上げます。</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (9)

項目	意見書の概要	事業者の見解
<p>その他 (事業計画)</p>	<p>3 別添地図の①から⑨に関しては、下記のとおり、具体的に検討するよう求めます。</p> <p>(1)円山町事業地の自然や高低差は、我々住民(⑦)にとっては、名神からの騒音、粉じんの緩衝としての機能も有していた。であるのに、自然を破壊したうへ、土地の高低の低減を行うことは、あえて、我々の生活環境の悪化及び破壊並びに資産価値の低下を否応なく強いることになるので、最低限、下記の補償を求めます。</p> <p>ア ⑦に隣接する部分は公園にするなど100メートル以上セットバックさせ、緑化すること。</p> <p>イ 道路④の交通量を増加させないこと(下記第3の3の(2)を実現すること。)</p> <p>ウ 我々住民(⑦)が安全かつ安心して、通学、通勤等できるよう、⑦側に歩道(反射板等)を設置すること。</p> <p>エ 道路④を円山町事業計画地内に移設すること。できないなら、道路④の歩車共存道路化又は道路④を途中で歩行者専用にし、車両の通り抜けができないようにすること。</p> <p>オ 道路⑥と名神の間に防音壁を設置すること。</p>	<p>ア) 事業計画地は、第一種低層住居専用地域(一部が第一種中高層住居専用地域)や風致地区の指定を受けておりますので、高さや宅地内での住宅のセットバック等の制限を遵守し計画しますが、100m以上のセットバックは事業計画上難しく、ご理解を頂きたく存じます。</p> <p>イ) ウ) エ) 道路④につきましては、交差点①⑨を計画することで、事業計画地内の居住者による通行を抑制することを考えております。また、交差点③は、緊急車両等の緊急時の車両通行用の交差点として考えておりますので、今後、関係部局との協議の中で認めて頂ければ、平常時は自動車の通行ができない交差点にすることを考えております。なお、道路④に面する事業計画地内の宅地から道路④へ、車の直接の出入りはありません。</p> <p>オ) 名神高速道路沿いの防音壁は西日本高速道路株式会社へ要望をしております。ご意見も踏まえて、継続して要望して参ります。</p>
 <p> 定住: 約48,000㎡ (約67%) 道路: 約21,000㎡ (約27%) 歩車共存道路: 約3,200㎡ (約4%) 歩行者専用道路: 約800㎡ (約1%) 公園: 約4,850㎡ (約6%) 集会所: 約150㎡ (約0.2%) </p> <p> 区画 建築種別 用途 用途 歩車共存道路 歩行者専用道路 公園 集会所 </p>		

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (10)

項目	意見書の概要	事業者の見解
<p>その他 (事業計画)</p>	<p>(2)道路④は、現在は、通勤、通学、散歩、ジョギング等周辺住民が歩行や自転車で利用することが多い。また、道幅が非常に狭いため、下記の措置を取ること。</p> <p>ア 新規住民の車両を流すような道路等(例、交差点③)を設けないこと。新規住民の車両を流さなく済むよう円山町事業計画地内に外種道路を設ける等計画変更すること。</p> <p>イ 新規住民の車両の移動を既存住民の生活道路に極力負担させないこと。たとえば、交差点⑤を繋げ、新規住民の車両の移動を寸断させないようにする、外周道路を円山町事業計画地内に設ける等、敷地的に余裕のある同計画地内で完結させること。</p> <p>ウ 新規住民の円山町事業計画地内への車両の出入りは、①、⑧、⑨に限定すること。③は認めない。</p>	<p>ア) イ) ウ) 交差点③は、緊急車両等の緊急時の車両通行用の交差点として考えておりますので、今後、関係部局との協議の中で認められれば、平常時は自動車の通行ができない交差点にすることを考えております。</p> <p>交差点③を緊急用とした上で、交差点①⑨を計画することで、事業計画地内の居住者による道路④の通行を抑制することを考えております。</p> <p>また、交差点⑤ですが、南北方向と東西方向の2つの歩車共存道路を繋ぐT字型の交差点となっております。なお、歩車共存道路につきましては、事業計画地の中心に位置し、公園や集会所につながる道路となりますので、今後、関係部局との協議を踏まえ、できる限り歩行者が優先する道路とし、新規住民だけでなく、周辺住民の皆様も散歩等でご利用しやすい道路にしたいと考えております。</p>
	<p>(3)交差点①については北方向、東方向からは下りであり、スピードが出るため、四つ角にしないこと。</p>	<p>環境まちづくり影響評価条例と並行して、開発事業の手続き等に関する条例において、関係部局と技術的な基準を踏まえた協議を進めてまいりますので、これらの手続きの中で安全に配慮した計画とします。</p>
	<p>(4)道路②については、今でも交通量が多く、死亡事故も発生している。円山町事業が完成すると数十倍の交通量になると思われる。子供たちの通学路でもあるため、歩道の整備、歩車共存道路、車両のスピードが出ないように構造の道路に整備すること。</p>	
	<p>(5)道路②の交通量が増えないように、道路⑥の整備を行うこと。新規住民が道路⑥を利用しやすいように道路の拡幅、歩道の整備等を行うこと。</p>	<p>道路②⑥は事業計画地外であるとともに、接道部を除き事業計画地に接しておりませんので、事業者として整備等を行うことは困難ですが、ご意見につきましては、関係部局にお伝えします。</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (11)

項目	意見書の概要	事業者の見解
その他 (防災)	<p>説明会の中でもあった一時避難所についての回答を求めます。</p>	<p>吹田市防災計画では、一時避難地や広域避難地、避難所等が指定されています。一時避難地は「地震時の余震や火災等による二次災害に備えて、住民が一時的に自主避難できる、おおむね 1ha 以上の空地（小中学校のグラウンド等）」、広域避難地は「火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所（概ね 10ha 以上の空地等）」、避難所は「地震によって住家が全半壊、全半壊した場合や風水害時に、市が必要に応じて開設する場所」となっており、学校や市民センター等が指定されています。</p> <p>計画地はこれまでグラウンドという空地でありましたが、民有地でもありますので、前所有者である日本生命に対して「土地売買や土地利用の規制が一切ない」ことを条件に、一時避難地の指定がされておりましたので、当社は通常の住宅開発事業として、市の開発基準に基づき計画させて頂けるものと考えております。</p> <p>今回の開発により、グラウンドから住宅地に変わりますので、一時避難地の条件には該当しないと考えておりますが、事業者としまして、これまで一時避難地の指定を受けていた経緯を踏まえて、現在お示ししている土地利用計画の中で、住民の一時的な自主避難を支援し、地域の防災拠点としての機能を維持・向上させる計画として、以下の検討を行っております。</p> <p>①周辺エリアから避難所（千里第三小学校・第一中学校）への避難ルートとなる歩行者動線を事業計画地内に確保。</p> <p>②太陽光発電等のスマート機能および非常食等を保管する備蓄庫を備えた集会所の整備。</p> <p>③その集会所を、事業計画地の中心であり、かつ避難ルート沿いである、中央公園の側に配置。</p> <p>④その避難ルートと接続する名神高速を渡る橋は、現在高低差があるため階段で接続されていますが、本事業の造成計画により高さを揃えてフラットな接続にすること。（避難ルートの改善）</p> <p>なお、①②③④は全て、開発条例の手続きにより、関係部局との協議が必要となりますので、事業者側の想定でありますことを念のため申し添えます。</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (12)

項目	意見書の概要	事業者の見解
<p>その他 (要望)</p>	<p>下記の理由により、(仮称)吹田円山町開発事業(以下「円山町事業」という。)の中止または大幅縮小を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 元々、円山町事業計画地は、一時避難所として、周辺の吹田市民の命を守るための場所である。吹田市(以下「市」という。)が事業許可を出すのなら、あえて周辺住民の命を危険にさらすことをも許可したことになる。 2 円山町事業と同事業の北東に隣接する別事業を合わせると約380戸、約1,500人の住民が増加することになるため、大林新屋和不動産株式会社大阪支店(以下「業者」という。)が計画している公園程度では、既存住民の一時避難所としての機能が完全に失われる。 3 現状でも道路環境等のインフラが不十分であるのに、無計画かつ無責任な住民急増により、安全・安心な道路環境等のインフラが確保できない。 4 円山町事業地内の歩車共存、分離は図られているが、同地から流出入する車両(自動車、自転車)に対する既存住民の安全が蔑にされている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 事業許可については、行政へのご意見と考えますので、事業者としての見解は控えさせていただきます。 2) 日本生命千里山グラウンドの指定は一時避難所ではなく、一時避難地でございます。 吹田市防災計画では、一時避難地や広域避難地、避難所等が指定されています。一時避難地は「地震時の余震や火災等による二次災害に備えて、住民が一時的に自主避難できる、おおむね1ha以上の空地(小中学校のグラウンド等)」、広域避難地は「火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所(概ね10ha以上の空地等)」、避難所は「地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や風水害時に、市が必要に応じて開設する場所」となっており、学校や市民センター等が指定されています。計画地はこれまでグラウンドという空地でありましたが、民有地でもありますので、前所有者である日本生命に対して「土地売買や土地利用の規制が一切ない」ことを条件に、一時避難地の指定がされておりましたので、当社は通常の住宅開発事業として、市の開発基準に基づき計画させて頂けるものと考えております。今回の開発により、グラウンドから住宅地に変わりますので、一時避難地の条件には該当しないと考えておりますが、事業者として、これまで一時避難地の指定を受けていた経緯を踏まえて、現在お示ししている土地利用計画の中で、住民の一時的な自主避難を支援し、地域の防災拠点としての機能を維持・向上させる計画として、以下の検討を行っております。 <ol style="list-style-type: none"> ① 周辺エリアから避難所(千里第三小学校・第一中学校)への避難ルートとなる歩行者動線を事業計画地内に確保。 ② 太陽光発電等のスマート機能および非常食等を保管する備蓄庫を備えた集会所の整備。 ③ その集会所を、事業計画地の中心であり、かつ避難ルート沿いである、中央公園の側に配置。 ④ その避難ルートと接続する名神高速を渡る橋は、現在高低差があるため階段で接続されていますが、本事業の造成計画により高さを揃えてフラットな接続にすること。(避難ルートの改善) <p>なお、①②③④は全て、開発条例の手続きにより、関係部局との協議が必要となりますので、事業者側の想定でありますことを念のため申し添えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3、4) 事業計画に基づき、周辺の道路環境を踏まえ、関係部局と協議し、安心・安全な環境とするよう努めます。 <p>なお、今回の事業の中止または大幅縮小は事業計画上ご要望に添いかねますので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。</p>

提案書意見書の概要及びこれに対する事業者の見解 (13)

項目	意見書の概要	事業者の見解
<p>その他 (要望)</p>	<p>円山町事業地を許可せず、市の責任で、地域住民の安全安心と子育て環境の確保のため、今あるグラウンド等の施設を有効活用し、公園やスポーツ施設として、整備し、周辺住民の避難所としても活用することを求めます。</p> <p>予定住居300件とのことですが、あまりに広大な土地で、びっしりと住居が建つような予定で、人口増加が著しいですので、吹田市が土地の一部を買い上げ、公共の施設を建設するか、公園部分を広げるなどしてもう少し、周辺環境・住民のことを考えた開発にしてくださいよう、よろしくお願ひします。</p> <p>もう少し余裕、ゆとりのある建設予定にし、いっぱいいっぱい建物を建てないようにすること（道路側ギリギリに建物を建てないこと） 名神側への排気ガス⇒防音壁用意円山町～垂水町間⇒ゆとりある道、明かりやミラーや歩道確保 そのために、一部市が買い取るようにし、ゆとりある場所、道路、森を確保すること。</p>	<p>行政へのご意見と考えますので、事業者としての見解は控えさせていただきます。</p> <p>提案書に記載しておりますが、事業計画地に占める宅地（300戸）の面積は約62%です。また、各宅地には周辺の円山町や垂水町のお宅と同様の用途地域や風致地区による規制がかかっておりますので、建蔽率40%や風致地区の緑化率20%等を遵守しますので、敷地いっぱいばいばいに住宅が建つ、という計画ではありません。</p> <p>環境まちづくり影響評価条例と並行して、開発事業の手続き等に関する条例において、関係部局と技術的な基準を踏まえた協議を進めてまいりますので、これらの手続きの中で安全に配慮した計画とします。</p> <p>「円山町～垂水町間」に対するご意見は、市道円山垂水2号線の幅員6.7m未満の部分へものと考えますが、ここは、事業計画地外ではありますが、事業計画地に隣接していることを踏まえ、ご意見を参考として関係部局と協議を行っていく考えです。</p> <p>また、名神高速道路は西日本高速道路株式会社の管轄でありますので、名神高速道路沿いの防音壁は西日本高速道路株式会社へ要望をしております。ご意見も踏まえて、継続して要望して参ります。</p> <p>市による買取につきましては、行政へのご意見と考えますので、事業者としての見解は控えさせていただきます。</p>
<p>その他 (その他)</p>	<p>垂水神社垂水の滝の水量を増やすために、雨水浸透等を考える際に、粘土層までの雨水の浸透促進を検討してほしい。</p> <p>今回の事業に伴う周辺地域住民の持つ資産価値の影響についてどう考えて、その影響への責任は問われないのか？</p>	<p>雨水浸透の促進を目的として、宅地内に雨水浸透柵を設置することで関係部局と協議を行っていきます。</p> <p>本事業で販売する住宅の購入をご検討頂ける方は、円山町垂水町エリアに相応しい価値をお求めになると思いますので、そういった方々にご購入頂けるような住宅を販売していきたいと考えております。</p> <p>周辺の資産価値への影響につきましては、条件により一概にお答えできるものではありませんが、一般的な傾向としましては、現在空地となっている地域に人が居住することになりますので、まちとしての活気やセキュリティの向上に寄与し、開発地沿いの路線価等、全体的な傾向としては維持・向上する可能性が高いと考えます。</p>

7 審査書の内容及びこれに対する事業者の見解

「(仮称)吹田円山町開発事業環境影響評価提案書に対する審査書」(以下、「提案書審査書」という。)の内容及びこれに対する事業者の見解は、次に示すとおりです。

提案書審査書の内容及びこれに対する事業者の見解 (1)

項目	審査書の内容	事業者の見解
全体事項	本事業計画地周辺では、吹田市環境影響評価条例の対象事業ではないものの、大規模な住宅団地の建設事業が予定されていることから、可能な限りこの先行事業との複合的な環境影響を考慮したうえで、環境影響評価を実施すること。	事業計画地周辺において先行されている事業について、可能な限りこの先行事業との複合的な環境影響を考慮したうえで、環境影響評価を実施しました。 (評価書案「11.環境要素並びに調査、予測及び評価の方法」参照)
温室効果ガス・エネルギー	(1)ア 建売区画では、条件付宅地区画の模範となる高い省エネ性能を確保すべく、積極的な再生可能エネルギー及び高効率な省エネルギー機器の導入並びに高断熱・高气密化を実現し、可能な限り温室効果ガスの排出削減を図ること。	販売開始予定時期である2019年度に向けて、現在、販売計画及び住宅計画の検討を重ねているところであります。なお、現在の事業計画において、60戸程度(全体の約20%)を「省エネルギー型の照明」「高効率給湯器」「太陽光発電システム」「蓄電池」などを採用したネットゼロエネルギーハウス(ZEH)仕様の建売住宅とすることを検討しており、可能な限り温室効果ガスの排出削減を図ります。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.1.温室効果ガス・エネルギー 12.1.2.供用に伴う影響の予測・評価 (1)人口の増加及び冷暖房施設等の稼働 ①予測内容 e.予測条件」参照)
	イ 条件付宅地区画においては、購入者における高い省エネ性能を有する住宅の積極的な建築を容易にする実効性の高い提案方法を検討するとともに、高い水準の省エネ性能を担保する販売方法を検討すること。	条件付宅地区画は、土地の売買契約後、一定期間内に当社と住宅の建築工事請負契約を締結して頂くことを条件とし、評価書案p12.1-16の表12.1-15に示す基本仕様を踏まえた住宅計画とします。 条件付宅地では、「省エネルギー型の照明」「高効率給湯器」「太陽光発電システム」「蓄電池」などを購入予定者に提案します。また、購入予定者への効果的な販売計画及び販売方法について検討します。
	(2)ア 事業計画地内について温室効果ガス・エネルギーの状況調査を実施すること。	現況調査の調査地点に事業計画地内を追加し、事業計画地内の既存機器の状況を調査しました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.1.温室効果ガス・エネルギー 12.1.1.現況調査 (2)調査結果 ④温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況」参照)
	イ エコタウンやスマートシティなどの先進都市における地球環境対策の実施状況等の事例を調査すること。	戸建宅地開発におけるエコタウンやスマートシティなどの先進都市における地球環境対策の実施状況等の事例の情報を収集しました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.1.温室効果ガス・エネルギー 12.1.1.現況調査 (2)調査結果 ⑥先進的な取組内容」参照)

提案書審査書の内容及びこれに対する事業者の見解 (2)

項目	審査書の内容	事業者の見解
温室効果ガス・エネルギー	(3) 計画で予定している環境取組内容を実施した場合と、実施しなかった場合の予測を可能な限り定量的に行うこと。また、これら予測結果について比較し、同様に定量的な評価を行うこと。なお、予測を行うにあたっては、上記(1)の内容を十分に考慮すること。	<p>計画で予定している環境取組内容を実施しなかった場合と、実施した場合との予測を可能な限り定量的に行い、その結果を比較することによって評価を行いました。なお、予測を行うにあたっては、上記(1)アの内容を加味しています。</p> <p>また、上記(1)イの内容については、2019年の販売開始に向けて、現在販売計画を検討中ですが、購入予定者への効果的な販売計画及び販売方法について検討します。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.1.温室効果ガス・エネルギー-12.1.2. 供用に伴う影響の予測・評価」参照)</p>
廃棄物等	事業計画地内の廃棄物等の状況調査を実施すること。	<p>現況調査地点に事業計画地内を追加し、事業計画地内の廃棄予定の既存機器等の状況について調査を実施しました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.2.廃棄物等(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、フロン類) 12.2.1. 現況調査 (2) 調査結果 ①廃棄物等の状況 d.フロン類」参照)</p>
ヒートアイランド現象	(1)ア 市域全域の地表面温度の状況について、既存資料を用いて調査すること。	<p>事業計画地及び周辺における地表面温度の状況について、既存資料を用いて調査を行いました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.5.ヒートアイランド現象 12.5.1.現況調査 (2) 調査結果 ⑤ヒートアイランド現象の状況」参照)</p>
	イ 戸建て宅地開発等における先進的なヒートアイランド対策の実施状況等の事例を調査すること。	<p>戸建宅地開発におけるヒートアイランド対策の事例の情報を収集し、整理しました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.5.ヒートアイランド現象 12.5.1.現況調査 (2) 調査結果 ⑥ヒートアイランド対策の事例」参照)</p>
	(2) 予測項目及び予測方法に、建物の密集度の変化を追加すること。	<p>「建物の密集度の変化」についても予測を行いました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.5.ヒートアイランド現象 12.5.2.存在及び供用に伴う影響の予測・評価 (1) 緑の回復育成、建築物等の存在、冷暖房施設等の稼働」参照)</p>

提案書審査書の内容及びこれに対する事業者の見解 (3)

項目	審査書の内容	事業者の見解
ヒートアイランド現象	(3)ア 人工排熱量に関する評価については、蓄熱量や建物の密集度等に関する評価を含めて、ヒートアイランド現象にもたらす影響として評価すること。	ヒートアイランド現象の評価については、人工排熱の増加の低減に加え、「ヒートアイランド現象への影響が可能な限り低減されていること」について評価を行いました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.5. ヒートアイランド現象 12.5.2. 存在及び供用に伴う影響の予測・評価 (1)緑の回復育成、建築物等の存在、冷暖房施設等の稼働」参照)
	イ 計画で予定している環境取組内容を実施した場合と、実施しなかった場合の予測を可能な限り定量的に行うこと。また、これら予測結果について比較し、同様に定量的な評価を行うとともに、市域の平均的な地表面温度と比較して評価すること。	計画で予定している環境取組内容を実施した場合と、環境取組内容を実施しなかった場合との予測を可能な限り定量的に行い、その結果を比較することによって評価を行いました。また、市域の平均的な地表面温度(既存資料より確認)との比較し評価を行いました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.5. ヒートアイランド現象 12.5.2. 存在及び供用に伴う影響の予測・評価 (1)緑の回復育成、建築物等の存在、冷暖房施設等の稼働」参照)
騒音	事業の実施に伴う土地利用の変化(建築物等の存在の変化)によって、近接する巨大な騒音源である名神高速道路からの事業計画地周辺へ及ぼす騒音影響に、変化が生ずる恐れがあるため、環境影響評価項目に選定すること。また、以下の(1)アの予測及び評価を行うこと。	事業の実施に伴う土地利用の変化により、名神高速道路からの騒音が事業計画地周辺へ及ぼす影響に変化が生ずる可能性が考えられるため、「建築物等の存在」を環境影響項目として選定し、以下の予測及び評価を実施しました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.7. 騒音 12.7.3.存在に伴う影響の予測・評価 (土地利用の変化による名神高速道路の影響)」参照)
	(1)ア 土地利用の変化に伴う名神高速道路からの事業計画地周辺へ及ぼす騒音影響については、音響シミュレーションを行うこと。	事業の実施に伴う土地利用の変化により、名神高速道路からの騒音が事業計画地周辺へ及ぼす影響に変化が生ずると考えられる断面において、現況及び将来の予測評価を行い、現況からの環境影響の変化の程度を把握しました。 また、事業計画地内の名神高速道路からの影響についても予測を行いました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.7. 騒音 12.7.3.存在に伴う影響の予測・評価 (土地利用の変化による名神高速道路の影響)」参照)
	イ 建設機械等の稼働による影響については、解体工事期を考慮して騒音予測を行い、評価すること。	工事の最盛期と解体工事期についても予測・評価を行いました。 (評価書案「12.環境影響評価の結果 12.7. 騒音 12.7.2. 工事の実施に伴う影響の予測・評価」参照)

提案書審査書の内容及びこれに対する事業者の見解 (4)

項目	審査書の内容	事業者の見解
安全	<p>事業計画地内が一時的避難地の指定を受けていることを踏まえ、事業の実施による共用後の人口増加が、安全確保に対して影響を与える可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定し、以下の現況調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(1) 吹田市の防災に係る計画及び避難所等の指定状況を調査すること。</p> <p>(2) 事業計画を基に、人口の増加による地域社会の災害時における安全確保への配慮について評価すること。</p>	<p>本事業の実施に伴い高圧ガス、危険物及び有害な化学物質等が、周辺地域の安全確保に影響をもたらすことはありませんが、これまで、日本生命のグラウンドが一時的避難地の指定を受けていたことを考慮し、事業の実施による共用後の人口増加が、災害時における安全確保に対して影響を与える可能性が考えられることから、環境影響項目として選定し、以下の現況調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.16.安全」参照)</p> <p>防災計画に係る計画及び避難所の指定状況の把握を行いました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.16.安全 12.16.1.現況調査」参照)</p> <p>事業計画をもとに、人口の増加による地域社会の災害時における安全確保への配慮について評価を行いました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.16.安全 12.16.2. 供用に伴う影響の予測・評価」参照)</p>
交通混雑、交通安全	<p>ア 日常生活圏等の状況、道路の状況及び交通安全の状況(交通事故の発生状況)を調査すること。</p> <p>イ 「祝橋」及び「垂水町西」の交差点を交通量調査地点に追加すること。</p>	<p>交通混雑・交通安全の調査項目に「日常生活圏等の状況」、「道路の状況」、「交通安全の状況(交通事故の発生状況)」を追加し、調査を実施しました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑 12.19.交通安全」参照)</p> <p>「祝橋交差点」と「垂水町西交差点」を、交通量調査地点に追加し調査及び予測評価を行いました。</p> <p>(評価書案「12.環境影響評価の結果 12.18.交通混雑」参照)</p>
評価の手法	<p>効果的な環境取組を講じた上で、当該事業の実施による環境影響が可能な限り低減されるかどうかを評価すること。</p>	<p>効果的な環境取組を講じた上で、当該事業の実施による環境影響が可能な限り低減されているかどうかを評価しました。</p>
付帯意見	<p>当該事業における交通安全の確保及びヒートアイランド対策に関する環境取組の検討を進めるにあたっては、共用後に公共施設(道路、公園等)が帰属することとなる吹田市等の行政機関の関係部局と、吹田市環境まちづくり影響評価条例の趣旨を踏まえ、当該事業の実施に伴う事業計画地及び事業計画地周辺の環境性能の向上を目指した協議を進めること。</p>	<p>事業者として、吹田市環境まちづくり影響評価条例の趣旨を踏まえ、当該事業の実施に伴う事業計画地及び事業計画地周辺の環境性能の向上を目指した協議を関係部局と行います。</p>

8 当該事業における環境取組内容

本事業は「住宅団地の建設」事業として、環境の保全及び良好な環境の創造に向けて、表3(1)～(8)に示す環境取組内容を予定しています。その概要を以下に示します。

(1) 工事中

①温室効果ガスの削減

工事中の温室効果ガス排出量を可能な限り低減するため、低燃費型建設機械の採用や低燃費型車両の使用に努めるとともに、適切な施工管理の実施などの取組を行います。

②廃棄物等の抑制

工事中の廃棄物等や発生土の発生を可能な限り抑制するため、発生抑制・減量化・再資源化の推進、無梱包搬入の推進、環境に配慮した建設資材の選定、発生土の場内利用による発生抑制などの取組を行います。

③排ガス・騒音等の抑制

工事中の排気ガス、騒音・振動による影響を可能な限り低減するため、低公害型建設機械の採用、低公害型車両の使用、適切な施工管理の実施などの取組を行います。

④排水等の対策

工事の実施による影響を可能な限り抑制するため、工事中の濁水は、沈砂池を経由して公共下水道に放流します。また、有害物質等の管理の徹底、適切な工法の選定により、土壌や地下水の汚染防止の取組を行います。

⑤景観への配慮

工事中の周辺の景観への影響を可能な限り低減するため、仮囲いの設置に際しては景観面に配慮するとともに、計画地周辺や場内の清掃などの取組を行います。

⑥交通混雑・交通安全への対応

工事中の交通混雑による周辺への影響を可能な限り低減するため、児童などへの交通安全の配慮、交通誘導員の配置、工事用車両の場外待機や駐車禁止、適切な施工管理の実施などの取組を行います。

⑦文化財の保護

事業計画地には既知の埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡の北西部分が存在するため、実施中の吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会等との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。

(2) 存在、供用時

① 温室効果ガスの削減

供用後の温室効果ガスの排出量を可能な限り低減するため、緑化の推進、断熱性能等級 4 を標準仕様とすること、HEMS を全戸標準装備とすることによるエネルギー消費量の「見える化」、高効率及び省エネルギー型機器、太陽光発電システム、蓄電池などを採用した ZEH 仕様の建売住宅の建築、高効率及び省エネルギー型機器、太陽光発電システム、蓄電池などの活用を住宅購入者に提案することなどの取組を行います。

② ヒートアイランド現象の抑制

ヒートアイランド現象への影響を可能な限り低減するため、保水性舗装の採用、樹木による日陰や蒸散作用による涼しい風の流れの創出、南西からの恒常風を取り込みやすいような宅地、道路、公園等の配置、緑化の推進などの取組を行います。

③ 景観への配慮

周辺の景観と調和し、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、建売住宅または建築条件付宅地とすることで、周辺地域と調和した一体感のある街並みを形成する、景観形成基準を遵守し景観まちづくりを推進する、一部地区で無電柱化を検討するなどの取組を行います。

④ 交通混雑、交通安全

交通混雑の抑制及び交通安全のため、事業計画地への通過交通の流入抑制、歩行者優先の歩車共存道路の導入、現況の通学ルートの一部改良などの取組を行います。

表 3(1) 環境取組内容 (工事中その 1)

取組事項		実施の有無	取組内容
■大気汚染や騒音などの公害を防止します。			
建設機械			
1	低公害型建設機械の使用	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	実施する	ハイブリッド式パワーショベル等の低燃費型建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となりますが、可能な限り使用します。
3	アイドリングの禁止	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしないように致します。
4	環境に配慮した運転	実施する	建設機械の高負荷運転や空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事の規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両			
8	低公害車の使用	実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	実施する	大阪府条例に基づく流入車規制を全ての車両で確実に遵守します。
10	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	実施する	コンクリートミキサー車等工程上連続運行が避けられない車両以外について、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
13	工事関連車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
16	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	実施する	事業計画地周辺道路において、工事関連車両の場外待機や駐車をさせません。
18	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限にします。
19	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしないように致します。
20	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。

表 3(2) 環境取組内容 (工事中その 2)

取組事項		実施の有無	取組内容
工事方法			
《騒音・振動等》			
21	防音シートなどの設置	実施する	事業計画地の周囲には、仮囲いを設置するとともに、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置を検討します。
22	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	特定建設作業は、法や府条例を遵守し、騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
《粉じん・アスベスト》			
25	解体、掘削作業の配慮	実施する	解体、掘削作業などの際には、散水を十分行います。
26	飛散防止対策	実施する	土砂などの一時保管場所で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。
27	アスベストの調査など	実施する	既存建築物の解体前には調査を行いアスベストの含有が確認された場合には、届出を行い必要な措置を行います。
28	アスベストの飛散防止措置	実施する	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止措置を行います。
《水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下》			
29	濁水や土砂の流出防止	実施する	工事中の濁水は、沈砂池を経由して公共下水道に放流し、道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの適正管理及び処分	実施する	揮発性塗料の保存については、密閉性のある容器に保存するよう作業員に周知徹底を図ります。また、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分するよう作業員への教育、指導を徹底します。
31	土壌汚染物資の拡散防止措置	実施する	「府条例」に基づく土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染のおそれがないことから、土壌汚染物質の拡散はないと考えておりますが、工法選定の際には、一般的に土壌及び地下水汚染を拡散させない工法を採用します。
32	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良材を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	本事業の造成工事については「吹田市宅地造成に関する工事の技術的基準」に基づく安全な計画とし、周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。

表 3(3) 環境取組内容 (工事中その3)

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>《悪臭・廃棄物》</p>			
34	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
35	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
36	解体時の環境汚染対策	実施する	既存建物の解体時には、有害廃棄物の状況を調査し、存在する場合は、適切な処置を行います。 また、フロン類が使用されている既存設備・機器等の廃棄の際には、関係法令に基づき、処理及び回収の委託を行い、大気への放出を防止します。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
<p>■地域の安全安心に貢献します。</p>			
38	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会等からのご意見も考慮し、地域の交通情報に応じて警備員を配置し、事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
42	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に協力します。
<p>■環境に配慮した製品及び工法を採用します。</p>			
<p>《省エネルギー》</p>			
43	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の使用に努め、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
<p>《省資源》</p>			
44	残土発生の抑制	実施する	工事の実施による発生残土は、事業計画地内で切土量・盛土量のバランスを行うため、場外への搬出はありません。
45	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包などを最小限にして廃棄物の減量に努め、リサイクルの推進を図ります。 また、再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定します。 上記の環境取組を実施したうえでやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、専門業者に委託し、適切に処分します。

表 3(4) 環境取組内容 (工事中その 4)

取組事項	実施の有無	取組内容	
<p>■快適な環境づくりに貢献します。</p> <p>景観</p>			
46	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲い設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
47	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは仮囲いの中に設置するなど、近隣住民や通行者から見えないよう設置場所に配慮します。
<p>周辺の環境美化</p>			
48	周辺道路の清掃	実施する	入場者教育等を通じて、ポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。また、計画地周辺の清掃に努めます。
49	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理や場内清掃による環境美化に努めます。
<p>ヒートアイランド現象の緩和</p>			
50	打ち水	実施する	夏期には、周辺道路などに打ち水を行います。
<p>■地域との調和を図ります。</p> <p>工事説明・苦情対応</p>			
51	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事实施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事实施も適宜、現状と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。
52	苦情対応	実施する	連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には、真摯に対応します。
<p>周辺の教育・医療・福祉施設への配慮</p>			
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	該当なし	事業計画地の近隣には、対象となる施設がないため、該当しません。
54	騒音、振動などの配慮	該当なし	事業計画地の近隣には、対象となる施設がないため、該当しません。
<p>周辺の事業者との調整</p>			
55	複合的な環境影響の抑制	実施する	周辺において複合的に環境に影響を及ぼすような大規模な工事の状況を把握し、工事实施期間が重複する場合は、該当する事業者や工事施工者等と連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

表 3(5) 環境取組内容（施設・設備等その 1）

取組事項	実施の有無	取組内容
■地球温暖化対策を行います。		
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	該当なし
57	高効率及び省エネルギー型機器などの活用	実施する
58	再生可能エネルギーの活用	実施する
59	エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討	実施する
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	該当なし
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する
62	長寿命な建築物の施工	実施する
63	環境に配慮した製品の採用	実施する
64	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	実施する
■ヒートアイランド対策を行います。		
65	ヒートアイランド対策	実施する

表3(6)環境取組内容(施設・設備等その2)

取組事項		実施の有無	取組内容
■自然環境を保全し、みどりを確保します。			
66	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地と周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。また、遺伝的な攪乱を防ぐため可能な限り府内産の苗木を利用します。
67	地域のシンボルツリーの保全	実施する	事業計画地内で長い年月を経て育まれてきたフェニックスの樹を移植し、まちのシンボルとします。
68	既存の植生の保全	一部実施する	利用可能な表土を採取して、公園等の一部に表土として利用することを検討しています。
69	生物の生息空間の保全	実施する	隣接地の状況等を考慮し緑地を配置するなど、可能な限り生物の生息空間の保全に努めます。
70	駐車場緑化	実施する	本事業は全て戸建て住宅のため、駐車場の建築予定はありませんが、ZEH仕様の建売住宅ではグラスパーキングを検討しています。また、建築条件付宅地では全面舗装ではない駐車場を基本仕様とし、購入予定者にグラスパーキング等を提案します。
71	屋上緑化など	一部実施する	集会所の壁面にフックを取り付け、壁面緑化ができるような建物とします。
72	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
73	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、事業計画地周辺の樹林地の構成種を中心に選定します。これにより、地域の景観と調和する緑を形成します。
■水循環を確保します。			
74	水資源の有効活用	実施する	中央公園下に雨水貯留槽を設置し、植栽への散水や別に設ける防火水槽の補助施設として、有効活用を図ります。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	吹田市開発事業の手続きに関する条例に基づき、雨水流出抑制施設を設置します。
76	雨水浸透への配慮	実施する	公園や歩道について、雨水浸透に配慮します。
■地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等			
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	該当なし	本事業は、全て戸建て住宅のため、近隣に影響を与えるほどの騒音は発生しません。
78	防音サッシの設置	実施する	名神高速道路から事業計画地への影響を考慮し、名神高速側道沿いの宅地購入予定者には、防音に配慮したサッシの設置を提案します。
79	駐車場の配置計画時の配慮	該当なし	全て戸建て住宅のため。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	該当なし	本事業は、全て戸建て住宅のため、近隣に影響を与えるほどの悪臭や騒音は発生しません。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	該当なし	本事業は全て戸建て住宅のため、設置予定はありません。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	屋外照明(街路灯等)については、近隣住民に対する光の影響を配慮します。

表 3(7) 環境取組内容（施設・設備等その3）

取組事項	実施の有無	取組内容
83	建築資材による光の影響の考慮	実施する 本事業は全て戸建て住宅のため、事業計画地周辺に光の影響を与えるほどの建築資材の使用はないと考えますが、太陽光パネルを設置する住宅では、隣接住宅への光の影響を考慮します。
84	環境に配慮した塗料の使用	実施する 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用するように努めます。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する 事業計画地に近接して教育施設、福祉施設、医療施設は立地しておりませんが、事業計画地から最寄の小中学校（千里第三小学校、第一中学校）への動線を、現状は階段による接続ですが、本事業の造成工事によりフラットな接続とし、歩行環境を改善します。
中高層建築物（高さ 10メートルを超える建築物）		
86	日照障害対策	該当なし 本事業では、高さ 10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	該当なし 本事業では、高さ 10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
88	電波障害発生時の改善対策	該当なし 本事業では、高さ 10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
89	プライバシーの配慮	該当なし 本事業では、高さ 10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
■景観まちづくりに貢献します。		
90	地域への調和	実施する 本事業で販売する住宅は、建売住宅または建築条件付宅地とすることで、周辺地域と調和した一体感のある街並み形成を目指します。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「吹田市景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	該当なし 景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではないため、該当しません。
93	景観形成地区指定の協議	実施する 景観形成地区の指定について協議します。
94	景観形成基準の遵守	実施する 景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	実施する 屋外広告物の表示等に関する基準を遵守します。

表 3(8) 環境取組内容（施設・設備等その 4）

取組事項	実施の有無	取組内容
<p>■安心安全のまちづくりに貢献します。</p>		
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	<p>実施する</p> <p>事業計画地と円山垂水 2 号線の接続箇所を限定し、事業計画地への通過交通の流入を抑制します。 名神高速側道と事業計画地南側（垂水町方面）を結ぶ道路は、周辺地域の車や歩行者の利用も想定されるため、歩道付道路とします。 事業計画地の中心（中央公園）と南北東西方向を結ぶ歩車共存道路は、舗装や植栽の工夫や、一部区間を歩行者専用とすることで、歩行者優先の空間を目指します。</p>
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	<p>実施する</p> <p>事業計画地および周辺地域から最寄の避難所（千里第三小学校、第一中学校）への避難ルートを考慮した動線計画とします。 集会所に備蓄倉庫室や非常時に利用可能なエネルギー（太陽光発電+蓄電池）を設けます。なお、集会所は事業計画地の中心であり、避難ルート沿いである中央公園の側に配置します。 避難所への避難ルートと事業計画地の接続部分は現在階段による接続ですが、本事業の実施に伴い、高さを揃えてフラットな接続となるように造成工事を行い、避難ルートの改善を図ります。</p>
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	<p>実施する</p> <p>2019 年の販売開始に向けて、現在販売計画を検討中ですが、ホームセキュリティを標準装備とすることを検討しています。</p>

表 3(9) 環境取組内容（その他）

(1) 臭気対策

- ・造成工事中、降雨時以外は仮設沈砂池に水を貯めないようにし、ヘドロを発生させないようにします。

(2) 騒音の抑制

- ・事業計画地内の自動車動線は名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ道路のみとし、それ以外は、歩行者・自転車優先の歩車共存道路の配置、自動車の通り抜けを抑制する動線配置等により、事業計画地外からの自動車の通り抜けを抑制します。これにより事業計画地の存在が地域の抜け道にならないようにし、事業計画地外からの交通が事業計画地周辺に集中することを抑制します。

(3) 植物・生態系への配慮

- ・特定外来生物(オオカワヂシャとナルトサワギク)については、工事中の早期緑化等により、可能な限り侵入予防に努めます。

(4) 景観への配慮

- ・一部地区で無電柱化を検討する等、景観まちづくりを推進します。

(5) 文化財の保護

- ・事業計画地には、既知の埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡の北西部分が存在するため、実施中の吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。

(6) 交通対策

- ・事業計画地内の自動車動線は名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ道路のみとし、それ以外は、歩行者・自転車優先の歩車共存道路の配置、自動車の通り抜けを抑制する動線配置等により、事業計画地外からの自動車の通り抜けを抑制します。これにより事業計画地の存在が地域の抜け道にならないようにし、事業計画地外からの交通が事業計画地周辺に集中することを抑制します。
- ・工事用車両が事業計画地に入出入りするゲートには交通誘導員を配置します。
- ・工事用車両の運転手に規制速度を遵守する等の安全教育を徹底し、歩行者や一般車両との安全を確保します。
- ・工事関係者及び工事用車両の運転手に事業計画地周辺における交通事故の発生状況等を周知し、注意喚起及び安全への意識向上を促します。
- ・工事スケジュール、工事用車両の出入口、走行ルート、運行時間帯について、周辺住民への周知徹底を図ります。
- ・円山地区と垂水地区をつなぐ歩行者動線を確保します。また、事業計画地及び円山地区は千里第三小学校の校区となっているため、事業計画地及び円山地区と千里第三小学校の通学路をつなぐ歩行者動線を確保します。
- ・歩行者動線は歩車共存道路、公園内、歩道を通行する計画とし、歩行者が安全に事業計画地内を通り抜けられる計画とします。
- ・歩車共存道路は、歩行者・自転車優先の道路とし、歩行者の安全を確保します。
- ・名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ自動車動線にはマウントアップ歩道を設置し、歩行者の安全を確保します。

9 環境要素並びに調査、予測及び評価の方法

(1) 環境要素

「吹田市環境影響評価技術指針」（平成 24 年 3 月改定、吹田市）に示された環境要素から、本事業の特性、事業計画及び周辺の自然的、社会的状況を勘案して選定しました。なお、事業計画地の隣接地において、「(仮称)吹田市円山町 戸建計画」（平成 27 年 9 月着工）が実施されており、本事業との複合的な影響が見込まれるため、近接事業の内容も考慮して抽出しました。選定した環境要素は、表 4 に示すとおりです。

表 4 環境影響評価項目の選定表

目標	分野	環境要素	工 事			存 在		供 用			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	人口の増加	冷暖房施設等の稼働	施設関連車両の走行	駐車場の利用
エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○	○	×	
資源を有効に利用 する社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物						○			
		産業廃棄物			○						
		建設発生土			○						
		フロン類			○						
健康で安全な生活 環境の保全	大気・熱	大気汚染	◎	◎						×	◎
		悪臭			◎						
		ヒートアイランド現象				◎	◎		◎	×	
	水	水質汚濁	公共用水域			×					
			地下水			×					
		底質汚染									
	土	土壌汚染			○						
		地形、地質	土砂流出、崩壊			×					
			斜面安定			×					
		地盤	地下水位								
	地盤沈下、変状										
	騒音・ 振動等	騒音	◎	◎			●			×	◎
		振動	◎	◎						×	
低周波音											
人と自然とが共生 する良好な環境の 確保	人と自然	動植物、生態系			◎	◎	◎				
		緑化（緑の質、緑の量）				◎					
		人と自然とのふれあいの場			◎	◎					
快適な都市環境の 創造	建造物の 影響	景観				◎	◎				
		日照障害					×				
		テレビ受信障害					×				
		風害					×				
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○						
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等						●			
	地域社会	コミュニティ			◎			◎			
交通混雑、交通安全			◎				◎	×	◎		

注) 「○」は「技術指針」に示される「住宅団地の建設」の中で、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項として例示されている項目のうち、本事業の実施により影響があると考えられるため調査・予測項目として選定した項目、「◎」は影響があると考えられる項目のうち、複合影響を考慮した項目、「●」は一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項として例示されていませんが、本事業の実施により影響があると考えられるため、調査・予測項目として追加した項目、「×」は一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項として例示されていますが、本事業では影響はないと考えられるため、調査・予測項目から除外した項目を示しています。なお、空欄については、「技術指針」に示される「住宅団地の建設」の中で、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性がある事項として例示されておらず、環境に影響をもたらす可能性が低いと考えられる環境要素です。

(2) 調査・予測の方法

選定した環境要素についての調査及び予測の手法を表 5(1)～(2)に、現地調査の地点及び範囲を図 7 に示します。

表 5(1) 環境影響評価項目の選定表

区分	環境要素	既存資料	現地調査	調査・予測の手法
工事	廃棄物等	○	—	工事の実施に伴い発生する廃棄物等の種類ごとの排出量を工事計画、既存資料等をもとに予測します。
	大気汚染	○	—	大気質、気象の状況について把握します。建設機械の稼働、工事用車両の走行が大気質に及ぼす影響について数値計算により予測します。
	悪臭	○	—	悪臭の状況を把握します。工事の実施により発生する悪臭の影響の程度について工事計画等をもとに予測します。
	土壌汚染	○	○	地歴の状況、土壌汚染の状況を把握します。工事の実施が土壌汚染に及ぼす影響について、調査結果をもとに予測します。
	騒音・振動	○	○	一般環境及び沿道における騒音・振動について把握します。建設機械の稼働、工事用車両の走行等により発生する騒音・振動について、数値計算により予測します。
	動植物、生態系	○	○	動植物種の生息・生育状況等を把握するとともに、上位性、典型性、特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集及びその生息・生育環境を抽出します。土地利用等の変更による動植物種や生態系に及ぼす影響について、土地利用計画及び緑化計画等から定性的に予測します。
	人と自然とのふれあいの場	○	○	人と自然とのふれあいの場の分布状況、利用状況を把握します。事業計画をもとに人と自然とのふれあいの場の消滅または改変、機能の変化、利用経路等に与える影響の程度を予測します。
	文化遺産	○	○	文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の状況を把握します。工事の実施が文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響について、事業計画等をもとに予測します。
	コミュニティ	○	○	コミュニティの状況について把握します。工事の実施によるコミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能に及ぼす影響の程度、地域住民の交通経路に与える影響の程度について現況調査、工事計画をもとに予測します。
	交通混雑	○	○	日常生活圏の状況、道路の状況、交通量等を把握します。工事用車両の走行による影響を数値計算及び工事計画等をもとに予測します。
交通安全	○	○	日常生活圏の状況、交通安全の状況を把握します。工事用車両の走行による影響について現況調査結果及び工事計画等をもとに予測します。	

表 5(2) 環境影響評価項目の選定表

区分	環境要素	既存資料	現地調査	調査・予測の手法
存在及び供用	温室効果ガス、エネルギー	○	—	供用により発生する温室効果ガス排出量、エネルギー使用量及びそれらの削減量を原単位及び事業計画等をもとに予測します。
	廃棄物等	○	—	供用に伴い発生する廃棄物の排出量を事業計画、既存資料等をもとに原単位により予測します。
	大気汚染	○	—	大気質、気象の状況を把握します。供用に伴う駐車場の利用（供用後の自家用車の走行）が大気質に及ぼす影響について、数値計算により予測します。
	ヒートアイランド現象	○	—	土地被覆の状況（緑被、建物の状況など）、人工排熱の状況等を把握します。土地利用計画、緑化計画等にもとづき、土地被覆の変化、建物の密集度の変化、人工排熱の変化の程度を予測します。
	騒音	○	○	一般環境及び沿道における騒音の状況を把握します。建築物等の存在（土地利用の変化による名神高速道路の影響）及び供用に伴う駐車場の利用（供用後の自家用車の走行）により発生する騒音について、数値計算により予測します。
	動植物、生態系	○	○	動植物種の生息・生育状況等を把握するとともに、上位性、典型性、特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集及びその生息・生育環境を抽出します。土地利用等の変更による動植物種や生態系に及ぼす影響について、土地利用計画及び緑化計画等から定性的に予測します。
	緑化	○	○	生育木の状況や緑被の状況を把握します。土地利用等の変更による緑の質・量の変化の程度を土地利用計画、緑化計画等から予測します。
	人と自然とのふれあいの場	○	○	人と自然とのふれあいの場の分布状況、利用状況を把握します。事業計画をもとに人と自然とのふれあいの場の消滅または改変、機能の変化、利用経路等に与える影響の程度を予測します。
	景観	○	○	地域の景観特性、代表的な眺望地点からの景観の状況を把握します。代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、フォトモンタージュを作成して予測します。
	安全	○	—	過去の災害等の状況を把握します。事業計画をもとに地域社会の災害時における安全確保への配慮の程度を予測します。
	コミュニティ	○	○	コミュニティの状況について把握します。人口の増加によるコミュニティ施設及びコミュニティ施設の機能に及ぼす影響の程度、地域住民の交通経路に与える影響の程度について現況調査、事業計画をもとに予測します。
	交通混雑	○	○	日常生活圏の状況、道路の状況、交通量等を把握します。駐車場の利用（供用後の自家用車の走行）による影響について数値計算及び事業計画等をもとに予測します。
	交通安全	○	○	日常生活圏の状況、交通安全の状況を把握します。人口の増加及び駐車場の利用（供用後の自家用車の走行）による影響について現況調査結果及び工事計画等をもとに予測します。

(3) 評価の方法

現況調査及び予測の結果を踏まえ、選定した環境要素ごとに、環境影響が可能な限り回避または低減されているか、また良好な環境の創造のための取組が可能な限り実施されているかについて検討し、評価します。

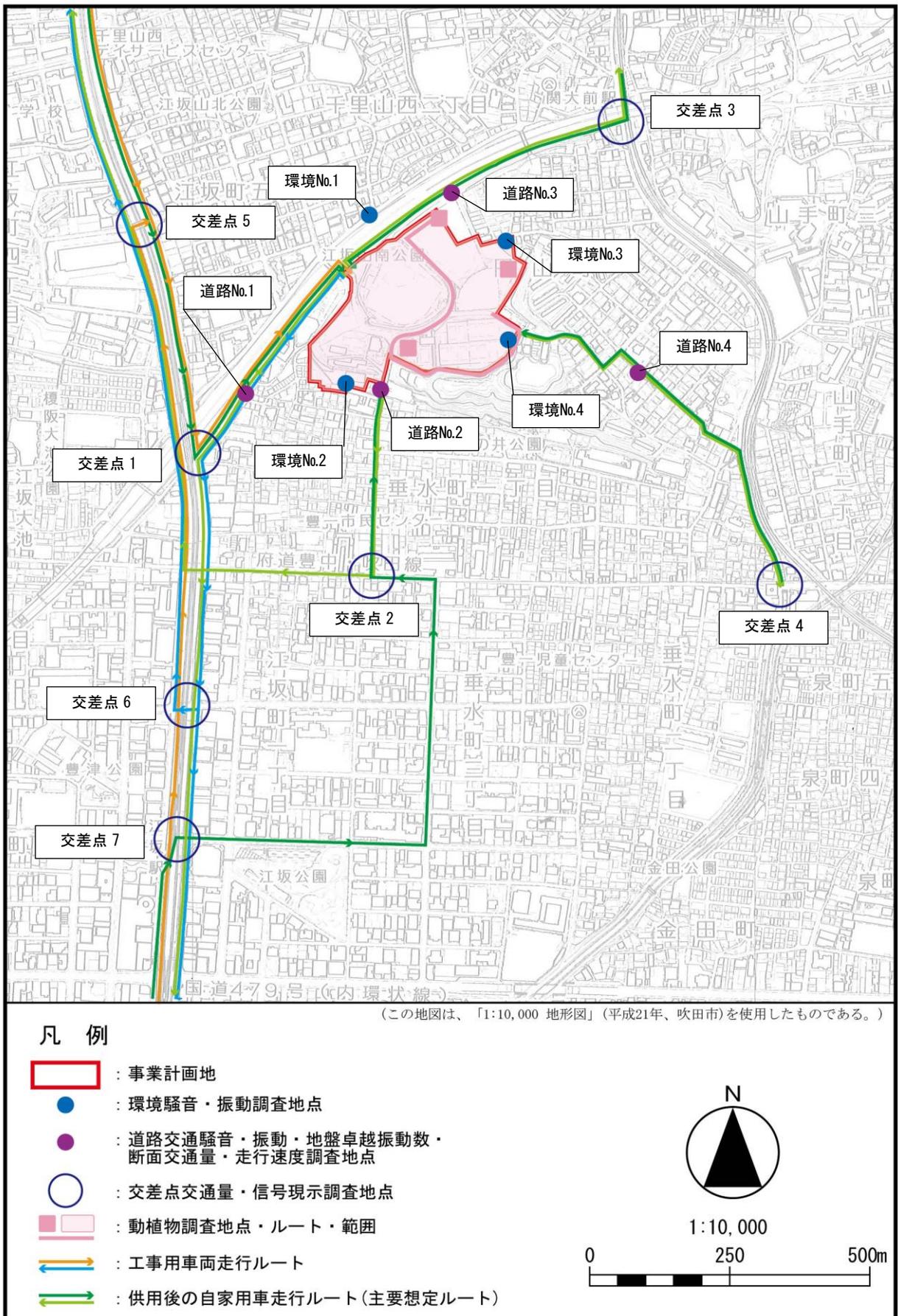


図7 現地調査地点・範囲図

10 環境影響評価の結果

(1) 温室効果ガス・エネルギー

① 供用

本事業により建設される住宅から発生する温室効果ガスについては、全戸（300 戸）を基本仕様とした場合（環境取組を行わなかった場合（基本仕様のみ））の温室効果ガス排出量は 1,301t-CO₂/年、20%（60 戸）を ZEH 仕様とした場合（環境取組を行った場合（基本仕様＋ZEH 仕様））の排出量は 1,094t-CO₂/年、環境取組を行わない場合と比較し、環境取組を行うことによる削減量は 207t-CO₂/年（15.9%削減）と予測しました。

本事業の実施に伴い廃棄される予定の既存の設備機器に含まれる温室効果ガスは、318 t-CO₂と予測しました。なお、これらの機器の廃棄に際しては、関係法令等に基づき適切に廃棄する計画です。

また、本事業では、高効率及び省エネルギー型機器、太陽光発電システム、蓄電池などの活用を住宅の購入予定者に提案するなどの取組を実施することにより、温室効果ガスによる周辺環境への影響を可能な限り軽減する計画としています。

(2) 廃棄物等

① 工事

工事の実施に伴う建設廃棄物の発生量は約 30,749 t と予測しました。このうち資源化量は約 29,832t（97.0%）、最終処分量は約 917t（3.0%）となると予測しました。また、工事の実施に伴う建設発生土は、事業計画地内で切土量・盛土量のバランスを行うため、場外への搬出は発生しません。

なお、フロン類が使用されている機器の廃棄の際には、関係法令に基づき、フロン類充填回収業者に適切にフロン類の引き渡しを行います。

また、本事業では、発生抑制・減量化・再資源化について適正な措置を講じる、資材の搬入に当たっては、無梱包搬入を推進する、再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなどの取組を実施することにより、工事の実施に伴う廃棄物等の発生量を可能な限り削減する計画としています。

② 供用

供用後に各家庭及び集会所から発生する 1 年間の一般廃棄物量は、燃焼ごみ約 144t、空きカン約 2t、空きビン約 6t、古紙・古布約 28t となり、合計で約 195t 発生すると予測しました。

吹田市では、各戸収集及びステーション方式により家庭系一般廃棄物の収集が行われており、各家庭から排出される一般廃棄物については、各家庭で分別排出され、吹田市により適正に処理されます。また、吹田市では、集会所等から発生する一般廃棄物について、利用者が各家庭に持ち帰り、家庭ごみとして排出するよう指導されていることから、集会所から発生する一般廃棄物についても、利用者により各家庭で分別排出され、吹田市により適正に処理されます。

(3) 大気汚染

① 工事

a. 建設機械の稼働

建設機械の稼働により発生する排出ガスによる、大気汚染への影響の予測結果は、表 6(1)～(2) 及び表 7(1)～(2) に示すとおりです。予測対象時期は、工事計画から建設機械の機種・台数を考慮し、大気汚染物質排出量の月毎の排出量を求め、その年間合計が最大となる 1 年間とし、本事業は着工後 10～21 ヶ月目の 1 年間としました。近接事業を含む複合影響については、本事業と近接事業が重複する期間（着工後 1～7 ヶ月目）を含む、着工後 1～12 ヶ月目について予測しました。

二酸化窒素については吹田市の環境目標を上回るものの環境基準は下回り、浮遊粒子状物質については吹田市の環境目標及び環境基準を下回ると予測しました。

近接事業を含めた複合影響についても、二酸化窒素については吹田市の環境目標を上回るものの環境基準は下回り、浮遊粒子状物質については吹田市の環境目標及び環境基準を下回ると予測しました。

また、本事業では、作業工程の平準化により建設機械の集中稼働を回避する、排出ガス対策型の建設機械を使用するなどの取組を実施することにより、建設機械の稼働による大気汚染への影響を可能な限り低減する計画としています。

表 6(1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果（本工事：年平均値）

予測対象時期	周辺住居地域等における建設機械等による負荷濃度の最大着地濃度 (ppm) ①	将来バックグラウンド濃度 (ppm) ②	年平均値 (ppm) ①+②	日平均値の年間 98%値 (ppm)	吹田市の環境目標	環境基準
着工後 10～21 ヶ月目	0.0121	0.0170	0.0291	0.0511	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること

表 6(2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果（本工事：年平均値）

予測対象時期	周辺住居地域等における建設機械等による負荷濃度の最大着地濃度 (mg/m ³) ①	将来バックグラウンド濃度 (mg/m ³) ②	年平均値 (mg/m ³) ①+②	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 (吹田市の環境目標)
着工後 10～21 ヶ月目	0.0009	0.0140	0.0149	0.0430	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であること

表 7(1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果（複合影響：年平均値）

予測対象時期	周辺住居地域等における建設機械等による負荷濃度の最大着地濃度 (ppm) ①	将来バックグラウンド濃度 (ppm) ②	年平均値 (ppm) ①+②	日平均値の年間 98%値 (ppm)	吹田市の環境目標	環境基準
着工後 1～12 ヶ月目	0.0117	0.0170	0.0287	0.0505	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること

表 7(2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果（複合影響：年平均値）

予測対象時期	周辺住居地域等における建設機械等による負荷濃度の最大着地濃度 (mg/m ³) ①	将来バックグラウンド濃度 (mg/m ³) ②	年平均値 (mg/m ³) ①+②	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 (吹田市の環境目標)
着工後 1～12 ヶ月目	0.0008	0.0140	0.0148	0.0428	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であること

b. 工事用車両の走行

工事用車両の走行により発生する排出ガスによる、大気汚染への影響の予測結果は表 8(1)～(2)及び表 9(1)～(2)に示すとおりです。予測対象時期は工事計画から工事用車両の月別使用台数が最大となる着工後 16 ヶ月目としました。近接事業を含めた複合影響については、近接事業の工事用車両台数が最大となる着工後 1 又は 2 ヶ月目（各月同数）としました。工事用車両主要走行ルート沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準及び吹田市の環境目標を下回ると予測しました。

近接事業を含めた複合影響についても、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準及び吹田市の環境目標を下回ると予測しました。

また、本事業では、適切な運行計画により、工事用車両の集中を回避する、作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制するなどの取組を実施することにより、工事用車両からの排出ガスによる周辺環境への影響を可能な限り軽減する計画としています。

表 8(1) 工事用車両の走行による二酸化窒素の評価結果（本工事：年平均値）

予測地点	将来バック グランド 濃度 (ppm) ①	将来 基礎交通量 負荷濃度 (ppm) ②	工事用 車両 負荷濃度 (ppm) ③	将来予測 濃度 (年平均値) (ppm) ④=①+②+③	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	吹田市の 環境目標	環境基準
道路 No.1	0.017	0.001726	0.001157	0.019883	0.038	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm 以下である こと	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04 ~ 0.06ppm のゾーン内 またはそれ 以下である こと

表 8(2) 工事用車両の走行による浮遊粒子状物質の評価結果（本工事：年平均値）

予測地点	将来バック グランド 濃度 (mg/m ³) ①	将来 基礎交通量 負荷濃度 (mg/m ³) ②	工事用 車両 負荷濃度 (mg/m ³) ③	将来予測 濃度 (年平均値) (mg/m ³) ④=①+②+③	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 (吹田市の 環境目標)
道路 No.1	0.014	0.000104	0.000066	0.01417	0.042	1 時間値の 1 日平均値 が 0.10 mg/m ³ 以下であること

表 9(1) 工事用車両の走行による二酸化窒素の評価結果（複合影響：年平均値）

予測地点	将来バック グランド 濃度 (ppm) ①	将来 基礎交通量 負荷濃度 (ppm) ②	工事用 車両 負荷濃度 (ppm) ③	将来予測 濃度 (年平均値) (ppm) ④=①+②+③	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	吹田市の 環境目標	環境基準
道路 No.1	0.017	0.001726	0.001349	0.020075	0.038	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm 以下である こと	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04 ~ 0.06ppm のゾーン内 またはそれ 以下である こと

表 9(2) 工事用車両の走行による浮遊粒子状物質の評価結果（複合影響：年平均値）

予測地点	将来バック グランド 濃度 (mg/m ³) ①	将来 基礎交通量 負荷濃度 (mg/m ³) ②	工事用 車両 負荷濃度 (mg/m ³) ③	将来予測 濃度 (年平均値) (mg/m ³) ④=①+②+③	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 (吹田市の 環境目標)
道路 No.1	0.014	0.000104	0.000077	0.014181	0.042	1 時間値の 1 日平均値 が 0.10 mg/m ³ 以下であること

②供用

供用後の自家用車の走行により発生する排出ガスによる、大気汚染への影響の予測結果は、表10(1)～(2)及び表11(1)～(2)に示すとおりです。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準及び吹田市の環境目標を下回ると予測しました。

近接事業を含めた複合影響についても、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準及び吹田市の環境目標を下回ると予測しました。

表 10(1) 供用時車両の走行による二酸化窒素の評価結果（本工事：年平均値）

予測地点	将来バック グランド 濃度 (ppm) ①	将来 基礎交通量 負荷濃度 (ppm) ②	供用時 車両 負荷濃度 (ppm) ③	将来予測 濃度 (年平均値) (ppm) ④=①+②+③	日平均値の 年間98%値 (ppm)	吹田市の 環境 目標値	環境基準
道路 No.1	0.017	0.001726	0.000055	0.018781	0.036	1時間値 の1日平 均値が 0.04ppm 以下であ ること	1時間値の 1日平均値 が0.04～ 0.06ppm のゾーン内 またはそれ 以下である こと
道路 No.2		0.000151	0.000085	0.017236	0.034		
道路 No.3		0.000988	0.000040	0.018028	0.035		
道路 No.4		0.000436	0.000020	0.017456	0.034		

表 10(2) 供用時車両の走行による浮遊粒子状物質の評価結果（本工事：年平均値）

予測地点	将来バック グランド 濃度 (mg/m ³) ①	将来 基礎交通量 負荷濃度 (mg/m ³) ②	供用時 車両 負荷濃度 (mg/m ³) ③	将来予測 濃度 (年平均値) (mg/m ³) ④=①+②+③	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 (吹田市の 環境目標)
道路 No.1	0.014	0.000104	0.000004	0.014108	0.042	1時間値の 1日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であるこ と
道路 No.2		0.000010	0.000006	0.014016	0.041	
道路 No.3		0.000060	0.000003	0.014063	0.042	
道路 No.4		0.000025	0.000002	0.014027	0.041	

表 11(1) 供用時車両の走行による二酸化窒素の評価結果（複合影響：年平均値）

予測地点	将来バック グランド 濃度 (ppm) ①	将来 基礎交通量 負荷濃度 (ppm) ②	供用時 車両 負荷濃度 (ppm) ③	将来予測 濃度 (年平均値) (ppm) ④=①+②+③	日平均値の 年間98%値 (ppm)	吹田市の 環境目標	環境基準
道路 No.2	0.017	0.000151	0.000119	0.017270	0.034	1時間値 の1日平 均値が 0.04ppm 以下であ ること	1時間値の 1日平均値 が0.04～ 0.06ppm のゾーン内 またはそれ 以下である こと
道路 No.4		0.000436	0.000041	0.017477	0.034		

表 11(2) 供用時車両の走行による浮遊粒子状物質の評価結果（複合影響：年平均値）

予測地点	将来バック グランド 濃度 (mg/m ³) ①	将来 基礎交通量 負荷濃度 (mg/m ³) ②	供用時 車両 負荷濃度 (mg/m ³) ③	将来予測 濃度 (年平均値) (mg/m ³) ④=①+②+③	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 (吹田市の 環境目標)
道路 No.2	0.014	0.000010	0.000018	0.014028	0.041	1時間値の 1日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であるこ と
道路 No.4		0.000025	0.000003	0.014028	0.041	

(4) 悪臭

① 工事

工事計画においては、浚渫等悪臭の発生が想定される工程はないことから、工事の実施に伴い発生する悪臭の影響は小さいと予測しました。

近接事業についても本事業と同様に悪臭を発生させる工程が想定されていないことから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業ではアスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行う、塗料は水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用する、造成工事中、降雨時以外は仮設沈砂池に水を貯めないようにし、ヘドロを発生させないようにするなどの取組を実施することにより、悪臭の発生を可能な限り低減する計画としています。

(5) ヒートアイランド

① 存在・供用

土地被覆の変化による平均地表面温度の変化については、昼間は約 0.8℃上昇しますが、夜間については約 0.9℃低下すると予測しました。また、近接事業を含む複合影響は、昼間は約 1.2℃上昇しますが、夜間については約 0.9℃低下すると予測しました。

建物の密集度の変化については、現状の建物がほとんどない状態から、住宅戸数密度が 39 戸/ha となると予測しました。また、近接事業を加えると、41 戸/ha となると予測しました。

人工排熱による熱負荷量は、全戸（300 戸）を基本仕様とした場合（環境取組を行わなかった場合（基本仕様のみ））に比べ、20%（60 戸）を ZEH 仕様とした場合（環境取組を行った場合（基本仕様+ZEH 仕様））には、全日で 6.1%の削減が見込まれると予測しました。また、近接事業を含めた場合、環境取組を行わない場合と比較し、環境取組を行うことにより全日で 4.8%の削減が見込まれると予測しました。

また、本事業では、土地被覆が変化することにより昼間の平均地表面温度が高くなり、戸建住宅が建設されることにより、建物の密集度の増加や、これらが人工排熱発生施設となることが予測されますが、公園の周縁部に樹木を配置し、樹木による日陰や蒸散作用により、涼しい風の流れを創出する、南西からの恒常風を取り込みやすいように宅地、道路、公園等を配置するなどの取組を行い、土地被覆の変化、建物密集度の変化及び人工排熱によるヒートアイランド現象への影響を可能な限り低減する計画としています。

(6) 土壌汚染

① 工事

事業計画地の土地利用履歴は、農地及び山林、保健センター等の建物、総合グラウンドであり、有害物質を取扱う事業所等の土地利用は確認されませんでした。特定有害物質及び管理有害物質の使用等の状況についても、野球グラウンド外野芝の管理として除草剤、殺菌剤の農薬が使用されていましたが、農薬は市販されている農薬であり、農薬取締法によって審査がなされ登録されたものでした。また、使用の際には、適正な量を適正な方法で使用され、適正に管理されていたことから、土壌汚染のおそれはないと予測しました。

焼却炉は事業計画地内に 2 基存在しますが、ヒアリングの結果、少なくとも 10 年は使用していません。また、土壌汚染状況調査の結果、ダイオキシン類は府条例に基づくダイオキシン類土壌含有量基準に適合することから、土壌汚染のおそれはないと予測しました。

以上のことから、本事業における掘削工事等の実施が事業計画地及び周辺に影響を及ぼすことはないと予測しました。

また、本事業では揮発性塗料の容器保管、洗浄に対する作業員への教育、指導を徹底する、工法選定の際に、土壌及び地下水汚染を拡散させない工法を採用するなどの取組を行い、土壌汚染への影響を可能な限り低減する計画としています。

(7) 騒音

① 工事

a. 建設機械の稼働

建設機械の稼働による騒音の評価結果は、表 12(1)～(2)に示すとおりです。

建設機械の稼働による事業計画地敷地境界上での騒音レベルは、建設機械の稼働による影響が最大になると想定され、かつ解体工事時期である工事着工後 5 ヶ月目で最大 84.8dB であり、規制

基準を下回っていました。

なお、予測上は、建設機械がすべて同時稼働するという最も影響の大きな場合で計算しています。

近接事業との複合影響についても、建設機械の稼働による影響が最大になると想定される時期である工事着工後5ヶ月目で最大84.8dBであり、規制基準を下回っていました。

また、本事業では、作業工程の平準化により、建設機械の集中稼働を回避する、建設機械は低騒音型を採用し、無用なアイドリングや空ぶかしを抑制するなど環境に配慮した運転をする、杭の施工などの際には、騒音の少ない工法を採用するなどの取組を実施することにより、建設機械の稼働に伴う騒音による周辺環境への影響を可能な限り軽減する計画としています。

表 12(1) 建設機械の稼働による騒音レベル評価結果

予測時期	予測結果 事業計画地敷地境界 での最大騒音レベル	特定建設作業に 伴って発生する 騒音の規制基準	吹田市の 環境目標
着工後5ヶ月目 影響が最大になると想定される時期 解体工事時期	84.8dB	85dB	大部分の地域住民 が日常生活において 支障がない程度

表 12(2) 建設機械の稼働による騒音レベル評価結果（複合影響）

予測時期	予測結果 事業計画地敷地境界 での最大騒音レベル	特定建設作業に 伴って発生する 騒音の規制基準	吹田市の 環境目標
着工後5ヶ月目 近接事業による複合影響が最大になると 想定される時期	84.8dB	85dB	大部分の地域住民 が日常生活において 支障がない程度

b. 工事用車両の走行

工事用車両の走行による騒音の評価結果は、表 13(1)～(2)に示すとおりです。

工事用車両の走行による騒音レベルは工事用車両の月別使用台数が最大となる着工後16ヶ月目で68.4dBであり、環境基準及び吹田市の環境目標を下回っていました。

近接事業との複合影響についても、工事用車両の走行による騒音レベルは近接事業の工事用車両台数が最大となる着工後1又は2ヶ月目（各月同数）に本事業の工事用車両台数が最大となる着工後16ヶ月目の台数を加算し予測した結果、68.6dBであり、環境基準及び吹田市の環境目標を下回っていました。

また、本事業では、適切な運行計画により、工事用車両の集中を回避する、建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制する、作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制するなどの取組を実施することにより、工事用車両の走行に伴う騒音による周辺の環境への影響を可能な限り低減する計画としています。

表 13(1) 工事用車両の影響による評価結果

単位：dB

予測地点	平日・休日別	昼夜別	予測値	環境基準値・ 吹田市の環境目標値
道路 No.1	平日	昼間	68.4	70

表 13(2) 工事用車両の影響による評価結果（複合影響）

単位：dB

予測地点	平日・休日別	昼夜別	予測	環境基準・ 吹田市の環境目標値
道路 No.1	平日	昼間	68.6	70

②存在

a. 名神高速道路の騒音

名神高速道路からの騒音の評価結果は、表 14(1)～(2)に示すとおりです。現況と供用後と比較すると、昼間は供用後の方が 0.1dB 低く、夜間は変化がないと予測されたことから、事業実施に伴う建築物等の存在（土地利用の変化）によって、名神高速道路からの事業計画地周辺へ及ぼす騒音影響はないものと評価しました。供用後の騒音レベルは、昼間が 50.9dB、夜間が 44.0dB であり、環境基準及び吹田市の環境目標を下回っていました。

表 14(1) 名神高速道路の騒音レベルの評価結果（名神高速道路の寄与レベル）

単位：dB

予測地点	平日・休日別	昼夜別	現況予測値	供用後予測値	差
			A	B	C=B-A
保全対象住宅	平日	昼間	35.4	35.3	-0.1
		夜間	31.8	31.8	0

表 14(2) 名神高速道路の騒音レベルの評価結果

単位：dB

予測地点	平日・休日別	昼夜別	現地調査結果	現況と供用後の予測値の差	予測値	環境基準 (吹田市の環境目標)
			D	C	D+C	
保全対象住宅	平日	昼間	51	-0.1	50.9	55
		夜間	44	0	44.0	45

③供用

a. 駐車場の利用（供用後の自家用車の走行）

供用後の自家用車の走行による騒音の評価結果は、表 15(1)～(2)に示すとおりです。

供用後の自家用車の走行による騒音レベルは、昼間 52.3～67.2dB、夜間 45.2～63.1dB であり、環境基準及び吹田市の環境目標を下回っていました。

近接事業との複合影響についても、供用後の自家用車の走行による騒音レベルは、昼間 52.9～55.5dB、夜間 45.8～48.9dB であり、環境基準及び吹田市の環境目標を下回っていました。

また、本事業では、事業計画地内の自動車動線は名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ道路のみとすることにより、事業計画地の存在が地域の抜け道にならないようにし、事業計画地外からの交通が事業計画地周辺に集中することを抑制する取組を実施します。これにより、供用後の自家用車の走行に伴う騒音による周辺環境への影響を可能な限り軽減する計画としています。

表 15(1) 供用後の自家用車の影響による評価結果

単位：dB

平日・休日別	昼夜別	予測地点	予測値	環境基準 (吹田市の環境目標)
平日	昼間	道路 No.2、道路 No.4	54.1～55.0	60
		道路 No.1、道路 No.3	67.1～67.2	70
	夜間	道路 No.2、道路 No.4	47.3～48.9	55
		道路 No.1、道路 No.3	61.0～63.1	65
休日	昼間	道路 No.2、道路 No.4	52.3～54.6	60
		道路 No.1、道路 No.3	65.5～66.4	70
	夜間	道路 No.2、道路 No.4	45.2～47.0	55
		道路 No.1、道路 No.3	61.0～62.1	65

表 15(2) 供用後の自家用車の影響による評価結果（複合影響）

単位：dB

平日・休日別	昼夜別	予測地点	予測値	環境基準 (吹田市の環境目標)
平日	昼間	道路 No.2、道路 No.4	54.5～55.4	60
	夜間		47.9～48.9	55
休日	昼間		52.9～55.5	60
	夜間		45.8～47.3	55

(8) 振動

① 工事

a. 建設機械の稼働

建設機械の稼働による振動の評価結果は、表 16(1)～(2)に示すとおりです。

建設機械の稼働による事業計画地敷地境界上での振動レベルは、建設機械の稼働による環境影響が最大になると想定される時期である工事着工後 12 ヶ月目で最大 68.1 dB、解体工事時期である工事着工後 9 ヶ月目で最大 68.3 dB であり、規制基準を下回っていました。

なお、予測上は、建設機械がすべて同時稼働するという最も影響の大きな場合で計算しています。

近接事業との複合影響についても、建設機械の稼働による影響が最大になると想定される時期である工事着工後 6 ヶ月目で最大 72.2 dB であり、規制基準を下回っていました。

また、本事業では、作業工程の平準化により、建設機械の集中稼働を回避する、建設機械は低振動型を採用する、杭の施工などの際には、振動の少ない工法を採用するなどの取組を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動による周辺環境への影響を可能な限り軽減する計画としています。

表 16(1) 建設機械の稼働による振動レベル評価結果

予測時期	予測結果 事業計画地敷地境界 での最大振動レベル	特定建設作業に 伴って発生する 振動の規制基準	吹田市の環境目標
着工後 12 ヶ月目 影響が最大になると想定される時期	68.1dB	75dB	大部分の地域住民 が日常生活において 支障がない程度
着工後 9 ヶ月目 解体工事時期	68.3dB		

表 16(2) 建設機械の稼働による振動レベル評価結果（複合影響）

予測時期	予測結果 事業計画地敷地境界 での最大振動レベル	特定建設作業に 伴って発生する 振動の規制基準	吹田市の環境目標
着工後 6 ヶ月目 近接事業による複合影響が最大になると想定される時期	72.2dB	75dB	大部分の地域住民 が日常生活において 支障がない程度

b. 工事用車両の走行

工事用車両の走行による振動の評価結果は、表 17(1)～(2)に示すとおりです。

工事用車両の走行による振動レベルは工事用車両の月別使用台数が最大となる着工後 16 ヶ月目で 52.7dB であり、振動の限度値を下回っていました。

近接事業との複合影響についても、工事用車両の走行による振動レベルは近接事業の工事用車両台数が最大となる着工後 1 又は 2 ヶ月目（各月同数）に本事業の工事用車両台数が最大となる着工後 16 ヶ月目の台数を加算し予測した結果、53.1dB であり、振動の限度値を下回っていました。

また、本事業では、適切な運行計画により、工事用車両の集中を回避する、建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制する、作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制するなどの取組を実施することにより、工事用車両の走行に伴う振動による周辺環境への影響を可能な限り軽減する計画としています。

表 17(1) 工事用車両の影響による評価結果

単位：dB

昼夜別	予測値	振動の限度値	吹田市の環境目標値
昼 間	52.7	65	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度

表 17(2) 工事用車両の影響による評価結果（複合影響）

単位：dB

昼夜別	予測値	振動の限度値	吹田市の環境目標値
昼 間	53.1	65	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度

(9) 動物

①工事・存在・供用

工事の実施により、動物の生息環境となっている樹林地や草地は消失しますが、事業計画地に強く依存する種はなく、周辺に移動して生息すると考えられることから影響は小さいと予測しました。また、周辺の樹林地に生息する動物への騒音、振動の影響は部分的かつ一時的であることから影響は小さいと予測しました。

供用後については、公園や街路における樹木の植栽、住宅の緑などにより、緑が回復するため、鳥類をはじめとする動物の生息環境が回復することから影響は小さいと予測しました。

近接事業との複合影響については、工事の実施による動物の生息環境となっている樹林地や草地の消失の影響や、南東側樹林地に対する騒音・振動の影響が考えられますが、本事業と同様に周辺に移動して生息すると考えられること、また、樹林地の地形の状況等から影響は小さいと予測しました。供用後についても、宅地内及び公園等における緑化によって植生の回復が図られることから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、低騒音・低振動型の建設機械を使用する、植栽樹種は、事業計画地周辺の樹林地の構成種を中心に選定する、動物の餌となる実や樹液を出す樹種の植栽によって、生物多様性に配慮し、生物の生息環境の回復に努めるなどの取組を実施することにより、動物への影響を可能な限り低減する計画としています。

(10) 植物

①工事・存在・供用

工事の実施により、事業計画地内の植生は消失しますが、供用後において可能な限り植生を回復する計画となっています。また、事業計画地周辺に隣接してまとまりのある樹林地が分布していますが、工事による影響はなく、地域の植物相は維持されると予測しました。さらに現地調査の結果、植物の重要な種及び群落は確認されませんでした。

以上のことから、事業計画地の植生は消失しますが、地域の植物相や植生への影響は小さいと予測しました。

近接事業においても、宅地内及び公園等における緑化によって植生の回復が図られることから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、植栽樹種は、事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に選定することにより、地域の景観と調和する緑を形成する、遺伝的な攪乱を防ぐため、可能な限り府内産の苗木を利用するなどの取組を実施することにより、可能な限り植生の回復・育成を図る計画としています。

(11) 生態系

①工事・存在・供用

生態系の注目種・群集の生態から推察される事業計画地の生態系の特徴は、移動性や順応性の高い動植物で構成されていると考えられ、工事の実施により、事業計画地内の動植物の生息環境は消失しますが、動物は周辺の類似環境に移動するため、地域の生態系に及ぼす影響は小さいと予測しました。

供用後については、公園や街路における樹木の植栽、住宅の緑などにより、緑が回復するため、鳥類をはじめとする動物の生息環境が回復することから影響は小さいと予測しました。

近接事業との複合影響については、工事の実施による動物の生息環境となっている樹林地や草地の消失の影響が考えられますが、本事業と同様に周辺に移動して生息すると考えられることから影響は小さいと予測しました。供用後については、近接事業においても宅地内及び公園等における緑化によって植生の回復が図られることから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、植栽樹種は、事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に選定する、動物の餌となる実や樹液を出す樹種の植栽によって、生物多様性に配慮し、生物の生息環境の回復に努めるなどの取組を実施することにより、生態系への影響を可能な限り低減する計画としています。

(12) 緑化

①存在

本事業の実施により、緑の質については、緑化計画より植栽予定樹種は環境に適合しており、周辺地域の植生と調和する緑が形成されると予測しました。

また、緑の量についても、事業計画地内の緑被率は52.1%から21.4%に減少すると予測されますが、公園、街路樹等の緑地を配置し、歩道等には可能な限りの植栽帯を設けること、宅地に対して風致地区の条例に基づき緑化率20%を遵守するとともに、住宅購入予定者にも緑の多い設計を提案することにより、実質的な緑被率の向上を目指す計画としていることから、緑の量の変化による影響は小さいと予測しました。

近接事業においても、宅地に対して風致地区の条例に基づき緑化率20%が遵守されるとともに、公開されている環境まちづくり方針において、宅地内に可能な限り植栽帯を設ける方針とされているほか、既存の円山公園と一体的に新設公園を整備し、緑化を行うことにより植生の回復が図られることから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、植栽樹種は、事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に選定することにより、地域の景観と調和する緑を形成する、事業計画地内で長い年月を経て育まれてきたフェニックスの樹を移植し、まちのシンボルとするなどの取組を実施することにより、緑化への影響を可能な限り軽減する計画としています。

(13) 人と自然とのふれあいの場

①工事・存在

本事業の実施により、人と自然とのふれあいの場の消滅または改変はなく、機能の変化は小さいと予測しました。

また、工事中については、事業計画地及び周辺において、大気、騒音、振動、交通混雑、交通安全の各環境要素について、工事用車両の走行による影響等を予測・評価した結果、各評価目標を満足すると評価されたことから、人と自然とのふれあいの場の利用経路に与える影響は小さいと予測しました。

供用後については、事業計画地内に公園を2箇所設置するとともに、住宅地の緑の核となる公園と街路樹等について、事業計画地周辺の緑との連続性、景観形成、緑被率の確保、歩行者の安全性等を考慮し、住宅地にふさわしい緑を形成する計画となっていることから、人と自然とのふれあいの場の機能の変化に与える影響は小さいと予測しました。

近接事業においても本事業と同様に人と自然とのふれあいの場の消滅または改変がないこと、通行の安全確保についても本事業と同様に行われること、宅地内及び公園等における緑化によって植生の回復が図られることから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、植栽樹種は、事業計画地周辺の良好な樹林地の構成種を中心に選定することにより、地域の景観と調和する緑を形成するなどの取組を実施することにより、人と自然とのふれあいの場への影響を可能な限り軽減する計画としています。

(14) 景観

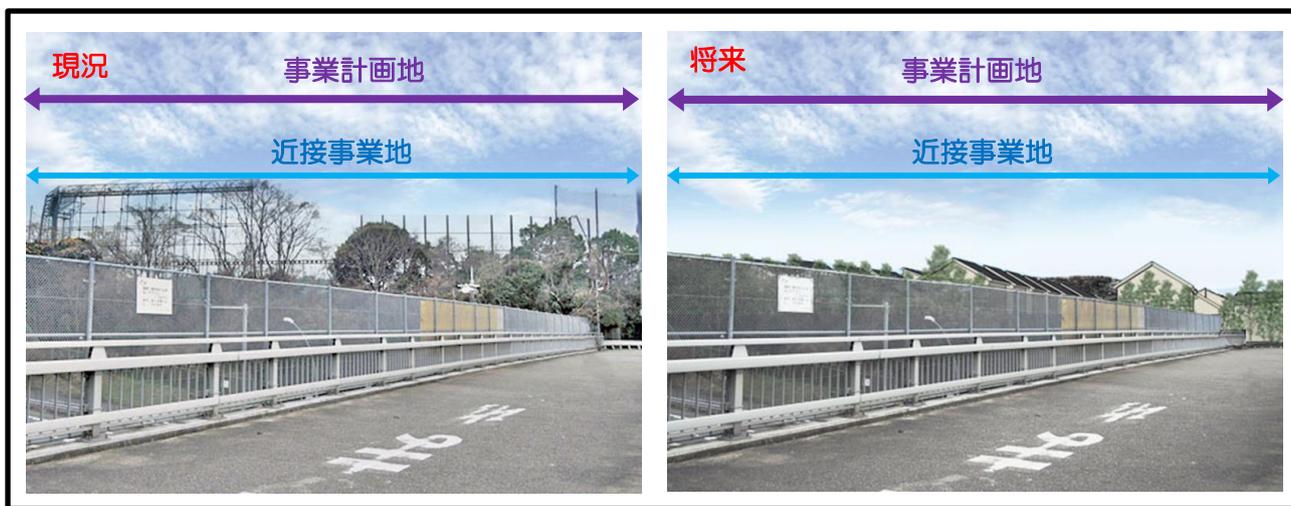
①存在

各眺望地点からの現況の景観写真及び供用後の景観予測図は、次の写真に示すとおりです。なお、供用後の景観予測図には、近接事業による変化も含め予測しました。本事業の実施に伴い、事業計画地の景観は運動公園から住宅地へと変化しますが、周辺の閑静な住宅街と調和した景観になると予測しました。

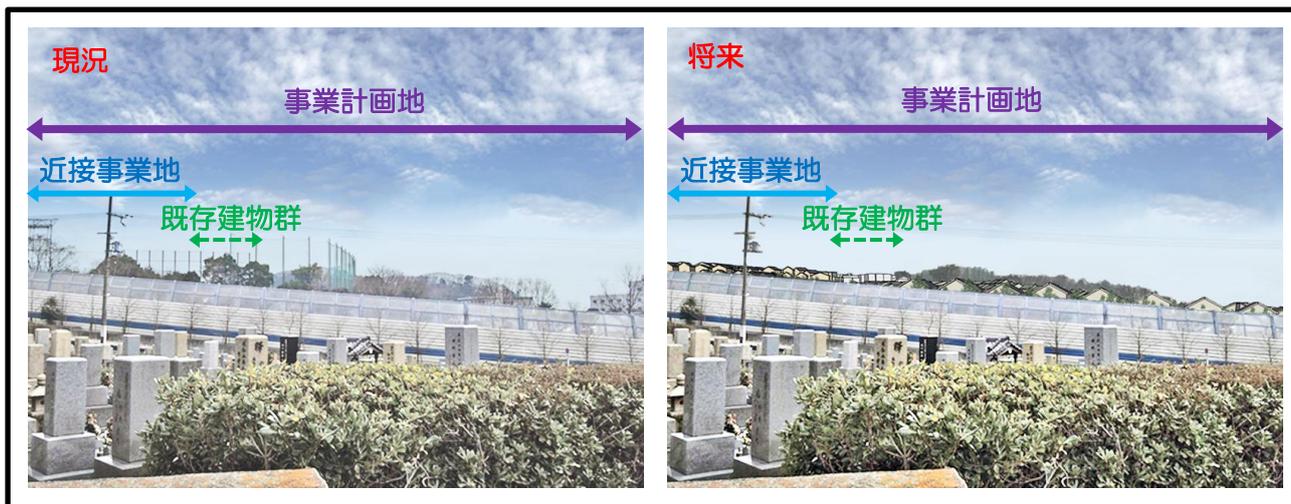
近接事業においても、公開されている環境まちづくり方針において、周辺の地域性に調和したものになるように配慮する方針とされていることから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「吹田市景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行う、事業計画地に整備する公園及び街路の緑化に際しては、事業計画地周辺の緑との連続性、景観形成、緑被率の確保に考慮するとともに、住宅購入予定者にも緑の多い設計を提案するなどの取組を実施することにより、景観への影響を可能な限り軽減する計画としています。

【垂水西橋】



【江坂山南公園】



【高川沿い遊歩道】



(15) 文化遺産

① 工事

事業計画地内には、指定（登録）文化財は存在しませんが、埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡が存在します。事業計画地内における吹田市教育委員会による第1次及び第2次確認調査の結果、明確な遺構は確認されていません。ただし、遺物包含層が確認されているため、吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、「文化財保護法」に基づき適切に対応します。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会と協議を行い、「文化財保護法」に基づき適切に対応する計画としています。

(16) 安全

① 供用

事業計画地である日本生命千里山グラウンドは、現在一時避難地に指定されています。本事業の実施により、一時避難地の条件には該当しなくなると考えられますが、事業計画地周辺には、関西大学等の一時避難地が存在しており、地域社会の災害時における安全確保に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。また避難所については、事業計画地周辺には千里第三小学校、第一中学校、千三地区公民館等が存在し、本事業の実施に伴う変更はありません。

以上のことから、本事業の実施に伴う人口の増加が地域社会の災害時における安全確保に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。

また、本事業では、周辺エリアから避難所（千里第三小学校及び第一中学校）への避難ルートとなる歩行者動線を事業計画地内に確保する、太陽光発電等のスマート機能および非常食等を保管する備蓄庫を備えた集会所を整備する、集会所を事業計画地の中心であり、避難ルート沿いである中央公園の側に配置する、避難ルートと接続する名神高速道路を渡る「垂水西橋」へは、現在高低差があるため階段で接続されていますが、本事業の造成計画により高さを揃えてフラットな接続とする（避難ルートの改善）などの取組を実施することにより、地域社会の災害時における安全確保への影響を可能な限り軽減する計画としています。

(17) コミュニティ

① 工事

工事中は、事業計画地内を通行することができなくなるため、迂回等の必要が生じますが、工事区域周辺へのフェンス等の設置や、必要に応じた警備員の配置等により、通行の安全の確保に努める計画としていること、工事用車両の事業計画地の出入口を市道円山垂水 1 号線側の 1 箇所とし、ここから一般国道 423 号（新御堂筋）に至るものとしています。一般国道 423 号（新御堂筋）は、一部で通学路として指定されていますが、マウントアップされた歩道が設置されており、工事用車両の走行が児童の通学路に影響を及ぼすことはないものと予測しました。

また、事業計画地及び周辺において、大気、騒音、振動、交通混雑、交通安全の各環境要素について、工事用車両の走行による影響を予測・評価した結果、評価目標を満足すると評価されました。

以上のことから、工事の実施が事業計画地周辺のコミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能、並びに地域住民の交通経路に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。

近接事業との複合的な環境影響については、近接事業においても本事業と同様に通行の安全確保が行われることから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、工事の効率化・平準化に努め工事関係車両台数をできる限り削減するなどの取組を実施することにより、コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能、並びに地域住民の交通経路への影響を可能な限り低減する計画としています。

② 供用

予測の結果、義務教育施設については、本事業の実施により供用後の平成 37 年度において、千里第三小学校の児童数は 974 人、学級数は 32 クラス、第一中学校の生徒数は 960 人、学級数は 30 クラスになると予測しました。このため、小・中学校ともにクラス数が平成 28 年度の保有普通教室数（千里第三小学校：27 室、第一中学校：29 室）を上回ると予測されますが、教室の不足に係る住宅への入居状況について、吹田市と迅速に協議し、吹田市教育委員会による適正な対応に協力することで、影響を緩和する計画としていることから、本事業の実施に伴う児童数及び生徒数の増加は、小学校施設及び中学校施設の収容能力に著しい影響を与える可能性は低いと予測しました。

近接事業との複合的な影響については、吹田市教育委員会の推計値に近接事業による児童・生徒数の増加が見込まれており、複合的な影響は小さいと予測しました。

集会施設については、本事業に伴い、住宅購入者による住宅の管理やイベント、文化活動等に関する集会施設の利用者の増加が予測されますが、本事業では、事業計画地内に居住者が多目的に利用できる集会所を設けることとしており、さらに、本集会所は周辺住民の利用も可能となることから、事業計画地周辺の集会施設に及ぼす影響は小さいと予測しました。また、近接事業においても計画地内に集会所が設置されることから、複合影響は小さいと予測しました。

公園等については、本事業の実施に伴い、公園等の利用者の増加が予測されますが、事業計画地内に公園を 2 箇所設置する計画であり、事業計画地周辺の公園等に及ぼす影響は小さいと予測しました。また、近接事業においても計画地内に公園が設置されることから、複合影響は小さいと予測しました。

なお、事業計画地及び周辺において、交通混雑、交通安全の各環境要素について供用後の人口の増加及び自家用車の走行による影響を予測した結果、評価目標を満足すると評価されたことから、コミュニティ施設である義務教育施設、集会施設及び公園等、並びに地域住民の交通経路に及ぼす影響は小さいと予測しました。

(18) 交通混雑

① 工事

a. 工事用車両の走行

工事用車両の走行による事業計画地周辺への影響の予測結果は、交差点交通量の増加率（自動車類計）は 1.00～1.02、近接事業との複合影響についての交差点交通量の増加率（自動車類計）は 1.01～1.02 と少ない結果でした。

信号交差点における工事中の交差点需要率は 0.318～0.519、近接事業との複合影響についての工事中の交差点需要率は 0.319～0.520 であり、0.9（交通流を円滑に処理できるとされる交差点需要率の目安）を下回っています。

信号交差点における工事中の車線混雑度は 0.098～0.709、近接事業との複合影響についての

工事中の車線混雑度は 0.098～0.710 であり、1.0（交通量の処理が可能とされる目安である混雑度）を下回っており、交通処理上問題ないと予測しました。

無信号交差点における遅れの程度は、現状、工事中ともに「平均」であり、近接事業との複合影響についての遅れの程度も現状、工事中ともに「平均」で、変化が見られないことから工事用車両の走行により周辺地域の交通状況に著しい影響は及ぼさないものと予測しました。

また、本事業では、市道円山垂水1号線及び事業計画地周辺道路において、工事用車両の場外待機や駐車を禁止する、コンクリートミキサー車等工程上連続運行が避けられない車両以外について、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定するなどの取組を実施することにより、交通混雑による周辺環境への影響を可能な限り軽減する計画としています。

②供用

a. 駐車場の利用（供用後の自家用車の走行）

供用後の自家用車の走行による事業計画地周辺への影響の予測結果は、交差点交通量の増加率（自動車類計）は平日が 1.00～1.02、休日が 1.00～1.02、近接事業との複合影響についての交差点交通量の増加率（自動車類計）は平日が 1.00～1.03、休日が 1.00～1.04 と少ない結果でした。

信号交差点における供用後の交差点需要率は平日が 0.307～0.516、休日が 0.190～0.514、近接事業との複合影響についての供用後の交差点需要率は平日が 0.307～0.516、休日が 0.191～0.516 であり、0.9（交通流を円滑に処理できるとされる交差点需要率の目安）を下回っています。

信号交差点における供用後の車線混雑度は平日が 0.083～0.696、休日が 0.047～0.743、近接事業との複合影響についての供用後の車線混雑度は平日が 0.083～0.697、休日が 0.047～0.744 であり、1.0（交通量の処理が可能とされる目安である混雑度）を下回っており、交通処理上問題ないと予測しました。

無信号交差点における遅れの程度は、「平均」、「非常に小」又は「遅れなし」であり、現状と供用後で変化が見られず、近接事業との複合影響についての遅れの程度についても「平均」、「非常に小」又は「遅れなし」であり、現状と供用後で変化が見られないことから、供用後の自家用車の走行により周辺地域の交通状況に著しい影響は及ぼさないものと予測しました。

また、本事業では、事業計画地内の自動車動線は名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ道路のみとすることにより、事業計画地の存在が地域の抜け道にならないようにし、事業計画地外からの交通が事業計画地周辺に集中することを抑制するなどの取組を実施します。これにより、交通混雑による周辺環境への影響を可能な限り軽減する計画としています。

(19) 交通安全

①工事

a. 工事用車両の走行

工事用車両の走行ルートである市道円山垂水1号線は通学路と交差しません。工事用車両の走行ルートである一般国道423号（新御堂筋）は一部分で通学路として指定されていますが、一般国道423号（新御堂筋）はマウントアップされた歩道が設置されていることから、児童の通学等に影響を及ぼすことはないものと予測しました。また、「(18)交通混雑」に示したとおり、工事用車両の走行による事業計画地周辺の交通への影響は、交通処理上問題ないと予測されたことから、工事用車両の走行が、周辺地域の交通安全に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。

近接事業との複合的な環境影響については、近接事業に係る工事用車両は本事業の事業計画地内を通り、その後、本事業と同じ走行ルート（市道円山垂水1号線→一般国道423号（新御堂筋））を走行する計画であり、交通安全への取組も本事業と同様の取組が行われることから、複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、工事用車両が事業計画地に入出入りするゲートには交通誘導員を配置する、市道円山垂水1号線及び事業計画地周辺道路において、工事用車両の場外待機や駐車を禁止するなどの取組を実施することにより、工事用車両の走行による交通安全への影響を可能な限り軽減する計画としています。

②供用

a. 人口の増加・駐車場の利用（供用後の自家用車の走行）

本事業では、円山地区と垂水地区をつなぐ歩行者動線を確保する計画であり、事業計画地内外の児童・生徒が通学する千里第三小学校・第一中学校への安全な歩行者動線を確保することから、児童・生徒の通学等に影響を及ぼすことはないと予測しました。

また、「(18)交通混雑」に示したとおり、供用後の自家用車の走行による事業計画地周辺の交通への影響は、交通処理上問題ないと予測されたことから、本事業の実施に伴う人口の増加及び駐車場の利用（供用後の自家用車の走行）により事業計画地周辺の交通安全に著しい影響を及ぼすことはないと予測しました。

近接事業との複合的な環境影響については、近接事業計画地は千里第三小学校の校区となっており、近接事業計画地の供用後に発生する歩行者についても、本事業計画地の歩行者動線を通行することにより、安全に千里第三小学校の通学路まで通行できるため、本事業との複合的な影響は小さいと予測しました。

また、本事業では、歩行者動線は歩車共存道路、公園内、歩道を通行する計画とし、歩行者が安全に事業計画地内を通り抜けられる計画とする、歩車共存道路は、歩行者・自転車優先の道路とし、歩行者への安全を確保するなどの取組を実施することにより、交通安全への影響を可能な限り低減する計画としています。

11 事後調査の実施に関する事項

本事業の実施にあたっては、以下の項目について事後調査を実施します。

表 18 事後調査項目と方針

項目	時期	選定理由及び方針
大気汚染	工事中	建設機械の稼働については、影響が最大になると想定される場合の予測を行っており、影響がこれを超える可能性は小さいと考えられますが、建設機械の稼働に伴う大気質による近隣の住宅等への影響を考慮し、項目として選定します。
騒音	工事中	建設機械の稼働については、影響が最大になると想定される場合の予測を行っており、影響がこれを超える可能性は小さいと考えられますが、建設機械の稼働に伴う騒音による近隣の住宅等への影響を考慮し、項目として選定します。
動植物生態系	工事中	移植した植物（フェニックス）の活着については不確実性があることから、項目として選定します。